

令和 8 年 6 月 井手町

6 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

令和 8 年 6 月 井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 1 0 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
奥田俊夫議員	7
1 桜を含む樹木の保全について	
2 多賀地区駅前商業施設の今後について	
谷田健治議員	1 4
1 シルバー人材センター設立について	
2 井手町公営住宅等の現状と長期的計画について	
岩田幸子議員	2 2
1 本町における子育て支援の更なる充実について	
2 地域共生型「人材・居場所センター」の設置について	
3 図書館利用の活性化に向けた移動支援について	
加賀山睦議員	2 8
1 令和 8 年度当初予算における重点施策について	
2 適切に管理されていない一般住宅・空き家への対策について	
3 I D E C A（いでか）の利用対象拡大について	
田中保美議員	3 6
1 井手町における「インクルーシブ教育」について	
2 井手共同墓地の維持・管理について	
中谷祥彰議員	3 9
1 「井手町地域創生計画 井手町人口ビジョン」について	

木村健太議員	4 3
1 本町公式LINE機能拡充による運用について	
2 空き家対策における、解体・改修補助制度の柔軟な運用と拡充について	
鶴田慶祐議員	4 7
1 夜間の道路照明環境の改善と定住促進への影響について	
2 行政DX推進と住民サービスのデジタル化について	
3 空き家対策の加速と地域資源としての活用について	
鎌田隆宏議員	5 3
1 プロスポーツチームとのホームタウン協定について	
2 国道24号「城陽井手木津川バイパス」の進捗状況と、今後の見通しについて	
報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（7 一般会計）	5 7
議案第37号 井手町監査委員選任につき同意を求める件	3 7
議案第38号 井手町公平委員選任につき同意を求める件	3 8
議案第39号 井手町教育委員選任につき同意を求める件	6 2
散会	6 2
署名議員	6 3

第 2 号（6月17日）

応招・不応招議員	6 5
出席・欠席議員	6 5
出席事務局職員	6 5
出席説明員	6 5
議事日程	6 7
開会	6 8
会議録署名議員の指名	6 8
議案第33号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	6 8
議案第34号 京都地方税機構規約の変更について	6 9
議案第35号 令和8年度井手町一般会計補正予算（第1回）	7 1
議案第36号 令和8年度井手町下水道事業会計補正予算（第1回）	7 5

議案第 4 0 号 令和 8 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	7 7
議案第 4 1 号 井手町農業委員任命につき同意を求める件	8 2
令和 8 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	8 3
議員派遣の件	8 4
閉会中の継続調査の申出について	8 4
閉会	8 5
署名議員	8 6

第 1 号（令和 8 年 6 月 1 0 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和 8 年 6 月 井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

令和 8 年 6 月 1 0 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 8 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 脇本尚憲

閉会 令和 8 年 6 月 1 0 日 午後 3 時 1 3 分 議長 脇本尚憲

応招議員

1 番	鶴田	慶祐	2 番	中谷	祥彰
3 番	岩田	幸子	4 番	加賀山	睦
5 番	木村	健太	6 番	谷田	健治
7 番	鎌田	隆宏	8 番	田中	保美
9 番	奥田	俊夫	10 番	脇本	尚憲

不応招議員

な し

出席議員

1 番	鶴田	慶祐	2 番	中谷	祥彰
3 番	岩田	幸子	4 番	加賀山	睦
5 番	木村	健太	6 番	谷田	健治
7 番	鎌田	隆宏	8 番	田中	保美
9 番	奥田	俊夫	10 番	脇本	尚憲

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

1 番	鶴田	慶祐	8 番	田中	保美
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中谷	誠	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	横田	雄大	議 会 書 記	神邊	芳隆

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	片岡	美佳
教	育	長	中田 邦和
理事兼子育て支援課長事務取扱		花木	秀章
理事兼同和・人権政策課長事務取扱		高江	裕之
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
企画財政課長		坂井	幸一郎
保健医療課長		森田	肇
建設課長		仁木	崇
上下水道課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長・ いづみ児童館長兼務		寺井	佳孝
子育て支援課参事		福岡	良介

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

参	与	山之江	亨
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
理事兼保健センター所長・ こども家庭センター所長事務取扱		堀	忍
総務課長		平間	克則
税住民課長		中坊	玲子
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
福祉課長・ 地域包括支援センター所長兼務		辻井	祐介
産業環境課長・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
いづみ人権交流センター所長		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学校教育課参事		北川	拓男

令和 8 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（7 一般会計）
- 第 6 議案第37号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第38号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第 8 議案第39号 井手町教育委員選任につき同意を求める件

議事の経過

議長（脇本尚憲） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和 8 年 6 月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

さて、本日、西島町長より 6 月定例町議会が招集されました。各議案につ
きまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われます
ようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、1 番、鶴田慶祐
議員、8 番、田中保美議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席番号の方をお願いいたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 6 月 22 日までの 13 日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（脇本尚憲） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月
22 日までの 13 日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正 1 件、規約の変
更 1 件、令和 8 年度補正予算 2 件、人事同意案件 3 件、繰越明許費繰越計算
書 1 件、合計 8 件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ
を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに 6 月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におか
れましては、何かとご多用の中ご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため、絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝し

いるところでありまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず、一般会計であります。町税収入では、国が経済対策として実施しました個人住民税定額減税措置の終了、賃上げなど個人所得の増加による個人住民税の増収、企業進出に伴う固定資産税の増収となることから、約10億4,200万円、前年度に比べ6,600万円、率にして6.9%の増となる見込みであります。

次に、普通交付税につきましては約17億8,900万円、前年度に比べ、約1億1,800万円、率にして7.1%の増となる見込みであります。

また、特別交付税につきましては、約4億6,500万円、前年度に比べ、約2,900万円、率にして6.7%の増となる見込みであります。

そのほか、きょうと地域連携交付金をはじめ、他の補助金などにつきましても、従来どおり国や京都府より手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約62億4,000万円、歳出総額約57億1,000万円、繰越明許費を除いた実質収支額は約4億2,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、災害時の情報収集を円滑にするためのドローン購入をはじめ、井手分署の高規格救急車の購入、地域における活動の場の充実と、避難所としての機能強化を図るためのいづみ人権交流センター体育館空調設備の設計、国道24号バイパスと市街地を結ぶアクセス道路の予備設計や、まちの発展の基盤となる道路整備、物価高騰における消費者支援と地域経済の活性化を図るためのプレミアム付き商品券の発行補助、妊娠、出産、子育てなどに関する悩みに切れ目なく対応することも家庭センターの設立や保護者の負担軽減、利便性の向上を図るための保育ICT推進事業など、新たな施策の実施による府内トップクラスの子育て支援のさらなる充実のほか、教育、福祉、商工業や農業振興、暮らしの基盤整備、防災・減災対策などに積極的に取り組むことができました。また、役場庁舎や山吹ふれあいセンター建設などの大型事業により今後増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に3億円の積立てを行うなど、一層充実した内容となっております。

次に、特別会計及び企業会計であります。前年度に引き続き、全ての会計で実質収支額などは黒字となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第33号、井手町消防団等

公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件ほか7件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第33号は、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第34号は、自動車の取得時に課税されていた自動車税環境性能割などが廃止されたことに伴う京都地方税機構規約の変更であります。

議案第35号は、令和8年度一般会計の補正でありまして、補正総額は5,391万4,000円の減で、補正後の一般会計予算は52億2,708万6,000円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、石垣区、西部区の公民館改修補助に348万4,000円、北区に対するコミュニティ助成に240万円、ふるさと応援基金積立金に227万2,000円、令和6年度物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の精算による返還金に193万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、教育関係では、多賀小学校外壁改修について、令和8年2月末に国の令和7年度補正予算による交付金の内示があり、本町として、令和7年度の事業とする方が財政的に有利であるため、令和8年3月定例会において、令和7年度の一般会計補正予算にて予算計上したことから令和8年度予算から減額するため、6,400万円の減額を計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金915万3,000円の減、寄附金227万2,000円、繰入金1,413万3,000円の減、諸収入240万円、町債3,530万円の減を計上いたしております。

議案第36号は、令和8年度井手町下水道事業会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第37号から議案第39号の3件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意を頂きたく提案するものであります。

報告第10号は、令和7年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。なお、辞職に伴う井手町農業委員会委員の任命に当たり議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明をいたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

議長（脇本尚憲） 引き続きまして、さきの人事異動により代わられた方の紹介を脇本副町長よりお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） それでは、私の方から、本年６月１日付の人事異動に伴います管理職の紹介をさせていただきます。

理事兼保健センター所長・こども家庭センター所長事務取扱の堀忍でございます。

理事（堀 忍） 堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本尚憲） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から３月、４月、５月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は９名であります。

質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次、質問を許します。

奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥田議員。

９番（奥田俊夫） 事前通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく二つの質問でありますが、まず大きく１点目、桜を含む樹木の保全について。

今年も３月２８日土曜日から４月５日日曜日までの９日間、毎年恒例の「井手町さくらまつり」が開催され、多くの方々が訪れ、その美しさを楽しめました。桜は本町を代表する景観資源として大きな役割を果たしていると感じています。

その一方で、全国的にも桜の高齢化による安全面への懸念が高まっています。２０２４年には京都市東山区・産寧坂において倒木事故が発生し、観光客が重傷を負う事案がありました。また、本年５月２３日土曜日夜刻にも府立山城総合運動公園で高さ約１０メートルの木から長さ４メートルの枝が落下し、子ども３人が負傷し、救急搬送されたばかりです。

国土交通省によると、全国の公園や道路における倒木は、２０２１年から２０２４年までの３年間で１，７３２件発生し、そのうち１１０件が人身事故につながっています。さらに、日本樹木医会の小林明理事は、高齢化した樹木は４月から６月にかけての雨や強風により倒れやすくなると指摘されています。本町の桜を含む樹木についても、植樹から相当年数が経過している木が多いと考えられます。

そこで質問です。

①本町の玉川堤の桜は倒木等の事象が発生するリスクがあると思いますが、現在、樹木診断や安全点検はどのように実施されていますか。

②倒木リスクについて、町としてどのように認識されていますか。

③伐採や植え替えを計画的に行い、樹木の世代交代を行えば、長期にわたり「観光資源の維持」と「安全確保」の両立を図りながら景観を楽しむことができると思いますが、町としてどのようにお考えですか。

④多賀地区の南谷川近辺でも桜がきれいに咲き誇っています。また、町内の保育園をはじめとする教育機関でも同じように桜の木がありますが、それらについても点検や管理を的確にされているのですか、町の見解を伺います。

大きく２点目です。多賀地区駅前商業施設の今後について。

２０２４年６月２７日、本町に念願であった総合スーパー「イデフル」がオープンしました。食品スーパーマーケットをはじめ、ドラッグストアや郵便局などが入る複合商業施設として多くの町民に利用されており、生活利便性の向上につながる大きな一歩であると感じています。

一方で、町民の皆様からは、「気軽に立ち寄れるカフェが欲しい」「家族で利用できる飲食店が欲しい」「買物のついでに食事や休憩できる場が欲しい」といった声が多く寄せられています。また、過去３回開催した「こども議会」においても幾度となくこのような意見や要望が出ております。

飲食店の充実は、単なる利便性向上にとどまらず、住民同士の交流の場、いわゆる滞在時間の延長やにぎわい創出、交流人口の増加、さらには地域経

済の活性化にもつながる重要な要素であると考えます。

そこで質問です。

①イデフルができたことにより、本町の税収はどのように変化しましたか。

②イデフルの敷地内において、何店舗くらいの空き区画がありますか。

③町民から寄せられている「飲食店の充実」という声を町としてどう受け止めておられるのですか。

④施設運営事業者（株式会社さとう）に対して、こうしたニーズを共有し、追加出店の可能性について協議する場はあるのですか。飲食店等の新規出店を資金不足のために断念する人もいます。こうした希望者の夢をかなえるために、自治体が「飲食店営業許可」を代理取得し、設備やルールを統一したシェアキッチンを貸し出すサービスを行っている地域もあるようです。調理師免許を持つ方の応募を募り、期間限定などで店舗営業していただくことは、将来の独立を目指したサポートのみならず、町としてもスタートアップ事業の一環としての取組、活性化につながると考えます。町として今後検討いただくことは可能ですか。

⑤イデフル南側、前川筋より南での何か新たな計画はありますか。

⑥眼科や整形外科など、町内にない診療科目や整体院などの医療関係の開業があればよいかと思いますが、町の考えは。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、２点目についてお答えいたします。

山城多賀駅前の商業施設「イデフル」が開業され、約２年が経過いたしました。当該商業施設は、本町住民はもとより、近隣市町の住民など、多くの方々の日常生活を支える基盤として定着し、住民生活の向上に大きく寄与していただいております。また、本町に訪れていただくきっかけとなることで交流人口の増加につながるなど、まちの活性化の一翼を担っていただいております。大変心強く思うと同時に、今後さらなるまちの発展にもつながることを大いに期待しているところであります。

現在、施設運営事業者において飲食店なども含め出店希望者の募集等にご尽力を頂いておりますので、本町といたしましても、当該事業者とさらに連携し、情報共有しながら、駅前という立地のポテンシャルを生かし、引き続

き、まちの持続的な発展に資する企業の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 1点目の桜を含む樹木の保全についてであります。一つ目の玉川堤の桜に対する樹木診断や安全点検の実施状況につきましては、玉川堤の桜は本町を代表する景観資源であり、多くの来訪者が訪れる貴重な観光資源であることから、日常的な巡視や目視による点検を実施しております。

また、日頃から桜の管理をされている井堤保勝会においては、毎年、ふるさと納税を活用した「玉川の桜保存管理事業」により、幹の空洞化や枯れ枝、病虫害被害の有無などを確認し、危険性が認められる場合には専門業者による剪定や支障木の伐採など、必要な維持管理作業を実施していただいているところであり、さらに、多くの来訪者が見込まれる「さくらまつり」の開催前にも本町と井堤保勝会がそれぞれ点検を実施し、安全確保に努めているところでもあります。

二つ目の倒木リスクに対する本町の認識につきましては、近年、全国的に樹木の高齢化や気象状況の変化等に起因する倒木・落枝事故が発生している状況であり、特に桜は老木化に伴い内部腐朽が進行する場合があります、外観からは判断しにくいケースもあることから、倒木や落枝が発生する潜在的なリスクが存在すると認識しております。そのため、必要に応じて樹木医などの専門家による診断を受けながら樹木の健全性を維持し、安全性の確保に努めていくことが重要であると考えております。

三つ目の伐採や植え替えによる計画的な樹木の世代交代についての本町の考え方につきましては、現在の玉川堤の桜は、本町に大きな被害をもたらした昭和28年南山城水害の後、堤防の改修工事とともに、復興のシンボルとして住民の方々の手により植樹されたものと認識しております。こうした歴史的経緯を踏まえますと、玉川堤の桜を将来にわたって維持していくために、桜の景観保全と治水上の安全確保が両立するための計画的な伐採や植え替えなども含めた維持管理の在り方について、慎重に検討していく必要があると考えております。

今後、河川管理者である京都府とも十分に協議しながら、関係機関や各種

団体、住民の方々とも連携し、歴史ある玉川堤の桜を次世代へ継承できるよう検討してまいりたいと考えております。

四つ目の南谷川近辺や保育園、教育機関における点検や管理につきましては、南谷川については、日頃から桜の管理を行っている南谷川桜を守る会により点検や管理が行われているところであります。

保育園における桜の木の点検等については、現在、町立3保育園にはそれぞれの園に桜の木があり、各園の職員が日々目視にて点検を実施しておりますが、目視点検で異変を感じた場合には専門業者に点検を依頼し、必要に応じて剪定や伐採等の対応を行っているところであります。

教育機関における桜の木の点検等については、現在、町立小・中学校において、桜の木は多賀小学校にあります。それらも含めて、町立小・中学校に植栽されております樹木については、日常的に教職員による目視点検及び軽微な剪定を行うほか、樹木の状況に応じ、専門業者による剪定や伐採等の対応を行っているところであります。

今後につきましても、安全確保を第一に、関係課と連携しながら適切な点検、管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目の多賀地区駅前商業施設の今後についてであります。二つ目のイデフルの敷地内における空き区画の数につきましては、施設運営事業者である株式会社さとうに確認しましたところ、現時点で5区画の空き区画があるとのことあります。なお、1区画当たりの面積や区画数につきましては、出店希望者との協議の中で柔軟に変更が可能であると伺っております。

三つ目の町民から寄せられている「飲食店の充実」という声を町としてどう受け止めているのかにつきましては、議員ご指摘のとおり、飲食店の充実、単に食事をする場所の確保にとどまらず、地域住民の憩いの場やにぎわいの創出、さらには地域経済の活性化やコミュニティの醸成につながる重要な要素であると認識しております。民間事業者の参入が基本となりますが、本町といたしましては、既に施設運営事業者や町商工会とも連携をしており、引き続き、誘致に向けた環境整備や情報発信、情報共有など、必要な支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

四つ目の施設運営事業者とニーズの共有や追加出店の可能性を協議する場の有無につきましては、これまでから施設運営事業者の担当者と適時相談や情報共有を行う関係を築いておきまして、追加出店のみならず、町事業への

協力の打合せなど、適時協議しているところであります。

五つ目のイデフル南側、前川筋より南での新たな計画につきましては、これまで様々な事業者からご相談を頂いておりますが、現時点において具体的な開発計画はありませんが、引き続き、将来にわたって持続可能で活力ある「まちづくり」を進めるため、誘致に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

六つ目の医療関係の開業に対する本町の考えにつきましては、住民の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには医療環境の充実も必要であると考えておりまして、本町にない診療科目の医療機関が新たに開設されれば、通院負担の軽減はもとより、早期診察、早期治療などにつながるものと認識しております。

現在、施設運営事業者においては、医療機関を含む様々な業種に対して出店募集を行っているとお聞きしておりますので、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） 2点目の一つ目のイデフルができたことにより、本町の税収はどのように変化したかにつきましては、まず、固定資産税及び都市計画税については、令和7年度から課税しておりまして、約1,500万円の税収見込みとなっております。また、令和8年度については、償却資産の減価償却の影響で減額となるものの、税収は約1,400万円となる見込みであります。

法人町民税については、令和6年度は約20万円、令和7年度は約170万円の税収見込みとなっております。また、令和8年度は令和7年度と同程度の税収になるものと見込んでおります。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 2点目の四つ目のイデフル敷地内におけるシェアキッチンの取組につきましては、シェアキッチンの活用として全国的な事例では、飲食店の経営にチャレンジしたい個人の方が気軽に出店できるよう、自治体がショップスペースとしてシェアキッチンを整備し、日替わり、時間替わりで店舗が入れ替わる運営をされているところがあることは承知し

ております。

イデフルの敷地は、施設運営事業者が土地所有者と事業用定期借地権を結び借りる土地であり、事業者が専ら営業目的として出店される場所であることから、当該施設内に店舗として公共施設を設置することは困難であると考えておりますが、飲食店などの新規出店希望者のスタートアップとして、現在整備している自然休養村管理センター内のまちづくり協働加工施設において機能を併せ持つことができるのかについても、関係機関はもとより、協働加工施設検討会議などで議論してまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥田議員。

9 番（奥田俊夫） 現在町内にある樹木で倒木や枝折れ等の事象、またはリスクがあるなど、指摘されている箇所はありますでしょうか。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 玉川堤の桜においてでございますが、2 点ございまして、1 点は全て枯れているということで伐採を予定しておるのと、もう 1 点は、枝の枯れている部分がありまして、そちらも合わせて、現在、伐採に向けまして、業者の方に発注をいたしております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥田議員。

9 番（奥田俊夫） ありがとうございます。

再質問ではありませんが、樹木の保全に関しましては、観光資源の維持と安全確保を両立すべく、今後もしっかりと検討を図っていただきたいと思います。

また、山城多賀駅前の商業施設に関しましても、今現在、駅の西口を出てロータリーの南側からイデフルの敷地内に入っていかなければなりませんが、かなり遠回りになってしまいます。安全性を確保した上でロータリーを横切り、フレッシュバザールとダイソーの間の通路にのり面から下りていけるようにすれば、駅や駅の連絡通路を利用される方々にとっては便利になって大

変喜ばれると思うとともに、商業施設の集客数の増加にもつながっていくと思います。その件につきましても、施設運営事業者、株式会社さとうとぜひとも協議して実現をしていただきますよう要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本尚憲） 谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 6 番、谷田健治です。通告に基づいて、2 点大きく質問いたします。

まず最初に、シルバー人材センター設立について質問いたします。

高齢化社会が急速に進んでいる中においても、健康で働く意欲のある元気な高齢者はいます。地域や社会に役立つ仕事をしたい、体を動かし健康的な生活を送りたい、何らかの収入も得たいという願いを持つ高齢者も増えています。これらの願いや希望に応えるため、「シルバー人材センター」が京都府内の自治体に設立されています。

町内では、高齢化に伴い独り暮らしの高齢者も増え、今までできていた草刈りや草引き、清掃、庭木の剪定、家屋の小修理などができなくなり、困っている方からの相談を受けることが増えてまいりました。このような状況を考えると、町に「シルバー人材センター」があれば依頼しやすくなると考えます。

井手町にも健康で働く意欲のある高齢者に、知識や経験、技能を生かした「就業の場」を提供し、そのことが、高齢化に伴う困り事の解決にもつながる「シルバー人材センター」の設立を求め、以下質問いたします。

①京都府内自治体における「シルバー人材センター」の設立状況について伺います。

②本町住民の近隣（京田辺市、城陽市、宇治田原町）のシルバー人材センターへの依頼状況について、過去 3 年間の依頼件数と依頼内容について伺います。

③本町の「シルバー人材センター」設立についての考えを伺います。

次に、井手町公営住宅等の現状と長期的計画について質問いたします。

京都府が本年 5 月 20 日に発表した 2025 年国勢調査の速報値によりますと、井手町の人口の 5 年間の増減はマイナス 381 人、増減率マイナス 5 .

１％となっています。町が公表している毎月の人口世帯集計表によれば、４月３０日時点の人口は６，７５０人、前年同月比マイナス１７９人であり、人口減少が続いています。さらに、少子高齢化が進み、６５歳以上の高齢者の割合は増加していくと予想されています。

このような状況が進む中で、公営住宅等を取り巻く諸課題に取り組むことが求められます。公営住宅等の現状と長期計画について、以下質問をいたします。

①町営住宅の種類別、公営と改良の戸数及び府営住宅の戸数について伺います。

②実際に入居されている戸数と空き戸数について伺います。

③入居されている戸数にカウントはされているが、長期の施設入所や、入院等で実際には居住されていない戸数について伺います。

④井手町が管理する公営住宅駐車場（北、南、東北河原）の契約状況について伺います。

⑤住宅使用料、駐車場使用料の収納状況について伺います。

⑥「井手町公営住宅等長寿命化計画」（２０２３年３月改定）によると、２０３３年以降、用途廃止予定の団地が多くあります。用途廃止後の活用について、町の考えを伺います。

⑦用途廃止後の活用として、用途廃止に伴い居住場所を失う入居者の新たな場所での居住保障を前提に、人口減少対策として若者・子育て世帯向けの「住宅」を建設する考えはないか伺います。

以上、質問を終わります。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

１点目のシルバー人材センター設立についてであります。一つ目の京都府内自治体における「シルバー人材センター」の設立状況につきましては、公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会に確認したところ、府内２６市町村のうち、２４市町村で設立されているとのことであります。

二つ目の本町住民の近隣シルバー人材センターへの過去３年間の依頼状況につきましては、令和５年度から令和７年度の３年間で、京田辺市シルバー

人材センター３７６件、城陽市シルバー人材センター９件、宇治田原町シルバー人材センターゼロ件であり、主な依頼内容は、植木の剪定、除草作業等とお聞きしております。

三つ目の本町のシルバー人材センター設立に対する考えにつきましては、本町の人口規模から継続的に一定の発注数が確保できるのか、担い手が集まるのか、また、地元業者との競合などの課題があると考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 高江同和・人権政策課長。

理事（高江裕之） ２点目の井手町公営住宅等の現状と長期的計画についてであります。一つ目の住宅の種類別の戸数につきましては、町営の公営住宅は５０戸、改良住宅は１６０戸、府営住宅は４２戸であります。

二つ目の実際の入居戸数と空き戸数につきましては、令和８年５月末時点の入居戸数は１８６戸、空き戸数は６６戸であります。

三つ目の入居戸数のうち、実際には長期間居住されていない戸数につきましては、令和８年５月末時点で、入院により１か月間居住されていない住宅が１戸あります。

四つ目の公営住宅駐車場の利用状況につきましては、全９５区画のうち７７区画をご利用いただいております。

五つ目の住宅使用料、駐車場使用料の収納状況につきましては、令和７年度の収納額、徴収率の見込みを申し上げますと、住宅は３，３９７万８，１２２円、９６．２０％、駐車場は９０万３，０００円、９９．７８％であります。

六つ目の用途廃止後の活用についての考えにつきましては、井手町公営住宅等長寿命化計画に記載しておりますが、防災広場などの活用方法を検討することとしております。

七つ目の用途廃止後の活用としての若者・子育て世帯向けの「住宅」の建設につきましては、用途廃止予定の団地の周辺には他の公営住宅等があること、また、最近の町営住宅等の入居者募集におきまして、若者・子育て世帯が申し込める住宅が残っている状況であることから、現時点では新たな若者・子育て世帯向けの町営住宅を建設する必要性は低いと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） 再質問です。

まず、シルバー人材センター設立のところで、1 点目に、このシルバー人材センターの設立状況が府内で24市町村という答弁だったんですけども、井手町は入っていないわけですね。それ以外に、私の知るところでは笠置町が入っていないです。それから和東町も入っていないと思うんです。和東町は非法人ということで、そこにはカウントされていないと思うんですが、和東町は後で言いますけども、代わるものを行っているんですよね。井手町と笠置町だけがないわけですね、そういう意味では。

平成29年に同じような質問を他の議員がされております。そのときの答弁で、本日と同じように、井手町の人口規模とか、それから、どれぐらいの注文と言ったら変ですけども、それがあるかということ、井手町は人口が少ないからそういうのは厳しいんだということだったんです。多分、笠置町も人口は少ないです。だけど、井手町より少ないところでも単独以外の方法でやっているところがあるんですが、それについては把握しておられるでしょうか。それが1点目です。

二つ目、先ほどの答弁では難しいということで、その難しいという中の認識をお伺いしたいんですが、井手町にもやっぱり必要だなと。だけど、井手町の条件からいうと難しいんだという認識だというふうに考えてよろしいですか。それとも、いや、井手町はそんなもの必要ないんだと、高齢者の状況や地域の。そこはどうお考えなんですか。2点目です。

それから3点目に、先ほどの質問とも重なるんですが、単独でつくるのは難しいということは、それも私は一定理解しておるんですけども、他の方法は考えられての答弁なのか。ほかにもやっているところがあるわけですから、いろんな方法があるんですよ。そういう答弁なんでしょうか。

その3点について、シルバー人材センターのところで伺いたいと思います。

それから、町営住宅、公営住宅の方なんですが、まず一つ目、数、いろいろ質問してたくさん答えていただいてよかったと思っているんですが、一つは空き戸数のところで、そこで2番目の質問のところになるんですが、この戸数で66戸というカウントを報告いただいたんですが、ここには政策空き家というのがあるではないですか。それは含まれているのかどうか、まず1点目、お伺いしたいと思います。

それから、駐車場のことで伺います。

駐車場、北団地、南団地、東北河原団地合わせての数、77区画ということだったんですけども、各団地で空いているということは、十分需要が賄えているのか。そのことに関して、例えば北団地の2棟の駐車場は、町の資料では戸数が8で駐車場が17台と、これは2倍あるんですよ。同じように考えますと、南団地の2棟は8戸です。だけど、ここの駐車場は2台となっているんです。これ、かなり差があるではないですか。それは、例えば北団地で2棟の方は非常に余裕があるけども、南団地の2棟の方は8戸あるのに2台しかとめられない。そうしたら、南団地2棟の方はよその空いているところへとめてもいいようになっているのか、その差はないのかというのをこの数をお聞きして思いました。それについて伺います。

それから、3点目に収納状況について、使用料と、それから駐車料を伺ったんですが、ほかの、例えば令和6年度の収納状況を見ますと、かなり滞納が続いているわけですよ。例えば、住宅使用料の未済は1,700万円以上収納されていないんですね。駐車料も18万円ぐらいされていないんですが、どういう努力をされているのかということを伺いたいと思います。

それから、町営住宅を撤去した後に防災広場等という答弁があったんですが、何か防災広場ばかり造っているような感じが私はします。感じですよ、これは。住宅をどけたら防災広場。それほど防災広場が必要なんじゃないかな。もっとほかの活用方法はないのか。これは安心・安全推進課とも関わると思うんですけども、井手町として防災広場はどれぐらい必要とされているのか、そういうことを見込んだ上での防災広場だというふうに考えておられるのか、その点を伺います。

まず以上です。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介） まず、京都府内のシルバー人材センターの数なんですけれども、和束町の方がこの令和8年4月に設立されまして、おっしゃるように非法人なんですけれども、あと宇治田原町も非法人なんです。和束町の方もシルバー人材センターの連合会に入られたとお聞きしています。ですので、24市町ということになります。

次に、井手町よりも人口の少ないところで単独でやられているところはどこか把握しているかということですけれども、先ほど申しました和束町と、あと南山城村でやられているというのは把握しております。

次、３点目の条件がそろえばやるのかということなんですけれども、今現時点では、答弁させてもらったとおり、やっぱり設立しても、その担い手が集まるのか、高齢化の定年延長の流れもありますのでというのと、あと地元業者への影響が懸念されるというのがあります。

ただ、町内の業者も昔はたくさんあったんですけれども、年々減少していきまして、今後もその減少傾向が続いていくというのは見込まれるところで、一方で高齢者の方は増えていくというので、ニーズは増えていくというのがありますので、将来的にはそういうことも検討は必要かとは思いますが、現時点では設置には至っていないというところでございます。

それから、他の方法は検討されたのかということで、おそらく広域化のことだと思うんですけれども、確かに府内で、宮津与謝広域シルバー人材センターがあるというのは承知しているんですけれども、単独で導入すること自体がまだ検討に至っていないので、広域化までは検討しておりません。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 高江同和・人権政策課長。

理事（高江裕之） まず一つ目の空き戸数６６戸の中に政策空き家が含まれているかにつきましては、政策空き家３５戸が含まれております。

二つ目の駐車場の件でございますが、全体として余裕はございます。ご質問いただいた、例えば南の１号棟の場所に２号棟の方がとめたりということは、現実そういった形で運用させていただいております。

続きまして、収納の状況でございますが、公営住宅の入居段階で住宅に困窮していて、また、非常に収入月額も政令額で１５万８，０００円以下という厳しい状況に置かれた方がほとんどではございますが、当然滞納者につきましては毎月ご連絡して、また訪問をして、滞納となっている使用料の内訳の説明、また納入指導を行いまして、個々の状況、事情に応じた納入計画に基づき徴収を行っているところでございます。

今後につきましても、引き続き徴収事務を進めて、滞納額の減額に努めていきたいと考えております。

次に、撤去後の活用でございますが、私、先ほどご答弁したのは、計画の

方に防災広場などの活用方法と書かれておりまして、実際、用途廃止するに当たりましては、前回も用途廃止をちょっとしているんですけど、そのときも入居審の方にご意見いただいたり、また、その住宅が位置する行政区、前は南区でしたけど、南区の自治会の方にもご相談しております。他の自治体も同じように用途廃止を行っておりまして、そういった事例を見ますと、一つは売却、条件を付けたりしながら土地の売却をしている例もございますし、また防災広場、公園とか、そういった形で活用している事例もございます。そういった事例も含めながら、その段階でまた検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（脇本尚憲） 再質問ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 谷田議員。

6 番（谷田健治） シルバー人材センターのことで、先ほど答弁いただいたんです。そのとおりで、井手町と笠置町だけが入っていないわけです、単独ではないですから。国の方も、人口が少なくて単独で無理だということについては、近隣との合併というんですか、そこに入ると、そういうことも進めているわけですね。宮津与謝広域シルバー人材センターは、宮津市と与謝野町と伊根町の三つでやっているんですが、井手町で言うと、この周辺の、例えば京田辺市へ依頼している人がやっぱりどんと多いわけですね。需要もあります。ですから、そういうことも含めてまず検討をしていただきたいと思います。まず、つくれないかというところからスタートしていただきたいと思いますので、そうしてほしいという、これはまず要望です。

それから、それでも無理ならば、和東町は、いわゆる法人ではないんですよ。けどもやっているわけですね。ですから、人口が少ないからという理由で無理というのは一概に言えないというふうに私は思いますが、そういう方法で、ぜひ住民の助け合い団体を設立するとか、地域の困り事、そういうことを有償でボランティアでやってビジネスとする、そういう組織を町としても一歩踏み込んで考えていただきたいと思いますと思いますが、見解を伺いたいと思います。

それから、先ほどの公営住宅の件の滞納の件です。努力しているというのは分かるんですが、現実で言いますと、どういう実績が上がっているかとい

うと、住宅の方で言いますと、令和３年度の決算では１，７００万円以上あるんですよ。次の令和４年度もほぼ１，７００万円、令和５年度も１，７００万円、令和６年度も１，７００万円あるんです。これ、増えたり減ったりしているんですけども、そんなに変化していないわけですよ。ですから、努力していると思う。今の努力でこれが減っていくという、本当に見込みはあるのか、見通しについて、両方を伺いたい。両方というのは車と住宅の方、その辺、どう見ているのかということ伺いたいと思う。努力はしているのは理解できました。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介） ただいまのご質問ですけれども、まず、民間で有償ボランティアというのは、昨年度ぐらいから、町内で民間でそういう、まさにシルバー人材センターのような仕事をされているところがあるというのは承知しています。あと、町主導でやるというところなんですけれども、和束町とかも聞きに行ったりしたんですけども、やっぱり事務局を置く必要があるんで、その人件費であったりそういう運営費であったりというのがどうしてもかかってしまうので、始めました、結局うまいこと回らなくてすぐやめますというのにはいけないので、その辺りは慎重に検討する必要があるかと考えています。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 高江同和・人権政策課長。

理事（高江裕之） 滞納額の見通しでございますが、公営住宅入居者、高齢化していること、また生活保護世帯の方も一定数あるということで、まずは現年の徴収に注力しているところでございます。過年度につきましても、７年度も幾分か徴収はいたしております。現年分の滞納よりも何とか過年度分を徴収していくことで少しずつは減らしていけたらというふうに考えておりますが、今、一足飛びにこの１，７００万円が一気に徴収できるという見込みは正直ございません。引き続き徴収指導を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 先ほどのシルバー人材センターの件でございます。補足をさせていただきます。

ご質問いただいている中で、本町といたしまして、現在、ご自身でいろいろな助けといたしますか、草引きや枝を刈ったりしている人も、いらっしゃることは庁内で把握しております。かつ私ども、町の発注ではございますけれども、草刈り業務につきましても、実は入札でやっておりますけれども、その業者につきましても、うちの発注する仕事自体が全員に業者、まだ当たっていないような状況です。ということは、シルバー人材センターを、今現在、例えば草刈りなどをメインで動いていただく方、費用的なことも利用者にとってはいろいろあるかもしれません。町といたしましては、そういうふうな業者のこと、あといろいろしてもらうプレーヤーの方、そういうことを考えますと、今現在はなかなか設立しづらいということでございます。今後、将来的に社会情勢が変わり、井手町も高齢化がもっともっと進み、自分できない方もいっぱいになってくる、発注も見込めるというようなことでなりましたときにはまた検討は必要かと思っておりますけれども、現時点において、平成29年のときもそうお答えさせてもらっているかもわかりませんが、今現在でも状況はそのような状況ですので、なかなか設立するのは難しいというふうなことでご答弁をさせていただいているというところでございます。

議長（脇本尚憲） この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き再開いたします。

岩田幸子議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 岩田議員。

3番（岩田幸子） 3番、岩田幸子です。日頃より町民の皆様のためにご尽力いただいております町長をはじめ、職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

本日は、町民の皆様からお寄せいただいた声を基に、より暮らしやすいま

ちづくりにつながるよう、前向きな提案を交えながら質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

大きく3点あります。

まず、本町における子育て支援のさらなる充実についてです。

現在、本町では、「子育てするなら井手町で」を合い言葉に、充実した子育て支援に努められており、町ホームページに掲載されている2025年度版の子育て情報誌の内容を見ておりますと、町独自の施策を含め、成人までの累計給付等総額は約233万円と記載されております。また、早くからの保育園、小・中学校給食費完全無償化をはじめ、小学校入学時にはランリュックと帽子、中学校入学時には通学かばんの支給など、子どもたち一人一人に対してきめ細やかで手厚い支援がなされ、大変心強く感じております。しかし、これら以外にも支援が必要な世代があるのではないかと考えます。

そこでお聞きいたします。

①保育園入園時においても通園かばんや体操服など、それぞれのご家庭では様々な準備が必要です。今後、さらなる子育て支援のために、本町で通園かばんを支給する考えは。

②食物アレルギーをお持ちの児童・生徒の給食について、本町では、一人一人のアレルギーの原因となる食材を把握し、除去食や代替食を調理するなどして対応していただいております。しかし、牛乳アレルギーをお持ちの子どもの場合、保育園では代替食として豆乳を支給していただいておりますが、小学校では保護者が購入されているそうです。そのため、小学校でも豆乳の支給ができない理由についてお聞きいたします。

③不登校の児童・生徒が全国で増加しており、学校以外の居場所や学びの場としてのフリースクールの役割が大きくなっています。しかし、フリースクールは利用料や交通費など、保護者の負担が大きいという現状があります。そのような中、京都府内では、亀岡市が「まなびの機会サポート事業」として、フリースクールに通う児童・生徒1人当たり月額1万円を補助する制度を2023年度より開始されています。本町においても、フリースクール利用に対する補助制度を検討するお考えはないかお聞きいたします。

(2) 地域共生型「人材・居場所センター」の設置について。

近年では、高齢者の孤立の問題をはじめ、生活に不安を持っておられる方、ひきこもり、非正規雇用の増加、働く意欲はありながら就労につながらない

方、内職を行いたいけれど家では手狭など、様々な課題を抱える一方で、人手不足でお困りの方もおられます。

そこで私は、「働きたい方」と「地域の困り事」とをつなぐ地域共生型「人材・居場所センター」の設置を提案いたします。居場所機能を持った拠点として、年齢を限定せずに誰もが参加できる仕組みを考えてみてはどうかと考えます。

そこでお聞きいたします。

①「居場所」と「就労支援」とを組み合わせた地域共生型の拠点づくりについて、町としてどのように考えておられますか。

②大きな施設を整備するのではなく、今ある空き家や公共施設を利用してはどうかと思いますが、「むすび家 i d e」や「旧役場庁舎」を活用する考えはないかお聞きいたします。

（３）図書館利用の活性化に向けた移動支援について。

設備の整った本町のすばらしい図書館をもっと子どもたちに身近に感じてもらうとともに、本を借りるだけではなく、子どもの居場所づくりや学力の向上、読書習慣の定着につながる地域の交流拠点にできないかと考えます。また、交通手段が確保できない方々が訪れやすくなれば、「テオテラスいで」の販売促進や熱中症予防にもつながるのではないかと考えます。

そこでお聞きいたします。

①現在町では、図書館を利用される方々の交通手段について把握されておられるのでしょうか。

②子どもからお年寄りまで幅広く図書館を利用できるよう、まずは夏休み期間中、週に１から２回、時間と停留場所を決めて、子どもは無料、大人は１００円で１日２往復程度の実証運行を行うなどして循環型の移動支援サービスを導入できないでしょうか。お願いいたします。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 花木子育て支援課長。

理事（花木秀章） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

１点目の本町における子育て支援のさらなる充実であります。一つ目の保育園通園かばんの支給につきましては、まず本町では、町立保育園における給食費完全無償化をはじめ、第２子以降の保育料無償化など、保育園児保

護者の経済的な負担軽減を図ることを目的に、早くから町独自の施策として積極的に取り組んできたところであります。

また、保育園児が通園時に使用する帽子についても、園児が入園される際にお祝い品として現物支給しているところです。なお、園で園児が使用する保育用品につきましても、各自治体、各保育園によって様々であることから、通園かばんの支給について、今後、他自治体の取組事例などを情報収集しながら研究してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 梶田学校給食センター所長。

学校給食センター所長（梶田篤志） 二つ目の小学校において豆乳が支給できていない理由につきましては、本町の学校給食におきましては、平成29年度からアレルギー原因食材を除いて提供する「除去食」や、別の食材に代えて提供する「代替食」により対応しており、乳製品等を使用する献立については、必要に応じ、豆乳等を使用した「代替食」を提供しているところがあります。

なお、飲用牛乳に代わる豆乳の提供については、アレルギーの申請があった際には当該児童・生徒の保護者と面談を実施しておりまして、豆乳提供の要望がなかったことから、これまでの間、実施しておりませんでした。今後、豆乳等の代替飲料の提供について、保護者の意向も確認しながら検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 三つ目のフリースクール利用に対する補助制度の検討につきましては、児童・生徒一人一人の状況や特性に応じ、多様な学びの場が存在することは重要であると考えておりまして、フリースクールにつきましても、不登校児童・生徒の学びの場の一つであると認識しております。

本町といたしましては、全ての子どもたちに対して教育機会を提供する責務があり、その中心となるのが町立小・中学校であるとの考えから、現時点ではフリースクール利用への補助制度の検討には至りませんが、町立小・中学校において、安心して通学できる環境づくりはもとより、町立小・中学校における教育政策充実の取組の一つとして、不登校児童・生徒への校内支援

体制の強化・充実に努めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介） 2点目の地域共生型「人材・居場所センター」の設置についてであります。一つ目の「居場所」と「就労支援」とを組み合わせた地域共生型の拠点づくりについての町の考えにつきましては、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子などが世代や属性を超えて交流することで社会参加や就労支援につなげるための居場所づくりについて、他府県で先進的に実施されている事例があることは承知しております。

現在、本町においては、高齢者の居場所づくりとして、社会福祉協議会による「生き生きサロン」や地域福祉推進員による地区のミニサロンなどが展開されております。また、障がい福祉サービスにおける就労支援や、子育て世代の交流や活動の場としての「子育て支援センター」「子育てサークル」などがあります。

本町といたしましては、高齢化の進行や地域課題の複雑化・多様化が進む中、地域住民一人一人が「支える側」「支えられる側」という枠を超え、互いに協力しながら安心して暮らせる地域づくりが重要であると考えており、また、国においても多様な福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を促進するため、社会福祉法を改正する動きも見られることから、その動向も注視しながら、議員ご提案の拠点づくりについて調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の「むすび家 i d e」や「旧役場庁舎」を活用する考えにつきましては、「むすび家 i d e」については、今年度より京都産業大学の「いで応援隊」が寺子屋事業を再開される予定であり、「旧役場庁舎」については、「旧庁舎あり方検討会議」において今後の活用方法等を検討されておりますので、まずは、先ほど申し上げましたとおり、地域共生型の拠点づくりについて、調査・研究から始めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 3点目の図書館利用の活性化に向けた移動支援についてであります。一つ目の図書館を利用される方々の交通手段につきましては、現在集計を取っていないため、把握しておりません。

二つ目の循環型の移動支援サービスを導入できないかにつきましては、現在、町図書館に来館せずとも幅広く図書館の本を借りていただけるよう、「老人福祉センター玉泉苑」及び「賀泉苑」におきまして、それぞれ週に1回「出張貸出サービス」を実施しております。

また、本町の小・中学校において、町図書館と学校図書館を結ぶ「学校図書館ネットワーク」を構築しておりまして、児童・生徒が町図書館の借りた本を学校図書館で検索し、その本を学校で貸出しできるようになっていることから、まずは、これら既存の枠組みを最大限に活用し、さらに多くの方にご利用いただけるよう、周知や内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 岩田議員。

3番（岩田幸子） ありがとうございます。

代替食の牛乳アレルギーの豆乳のことですけれども、これは保護者の方からのご相談がありまして、買えれば学校の職員室に持っていき、子どもが職員室まで取りに行って豆乳を飲むということを繰り返しているということで、買い忘れることもあるということなので、人数的には少ないかと思えますけれども、ぜひとも牛乳支給のときには豆乳も支給してあげていただきたいと思えます。

そして、ほぼ要望なんですけど、質問と違ってすみません。

「人材・居場所センター」も、これからも調査・研究していただきまして、本当に皆様が住みよい居心地のよいまちづくりに頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

図書館ですけれども、出張図書館というのは大体午前中にあるとお聞きしておりますので、学校終了後とか、なかなかそこには子どもが行くというのができない。また、学校で借りるということもできるかとは思いますが、素晴らしい図書館をやっぱりみんなが利用しに行くということが大事ではないかというふうに私は思います。高齢者の方でも、ゆっくりとあそこで涼みながら本を読むということも大切かと思えますので、ぜひとも交通手段をまた考えていただきたいなというふうに思います。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長（脇本尚憲） 加賀山睦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 加賀山議員。

4 番（加賀山睦） 4 番、加賀山睦です。通告に従い、次の 3 点について質問します。

1 点目は、令和 8 年度当初予算における重点施策について、2 点目は、適切に管理されていない一般住宅・空き家への対策について、3 点目は、I D E C A（いでか）の利用対象拡大についてであります。

それでは、（1）令和 8 年度当初予算における重点施策についてお伺いします。

本年度の当初予算については、「広報いで」4 月号において主要事業の概要が分かりやすく紹介されており、住民の関心も高まっております。また、4 月 1 日付で役場の機構改革と大幅な人事異動が行われ、西島町長の本年度の町政運営にかける強い決意を感じております。

そこで、重点施策のうち、住民生活の向上と地域活性化に大きく関わる次の 3 項目について、その目的と期待される効果について、町長のお考えをお伺いします。

①デジタル技術を活用した観光案内整備についてであります。その目的と期待される効果についてお伺いします。

②高齢者移動支援補助についてであります。具体的な支援内容と、高齢者移動支援に対する今後の方向性についてお伺いします。

③井手町結婚新生活支援事業についてであります。事業の狙いと、定住促進への効果についてお伺いします。

次に、（2）適切に管理されていない一般住宅・空き家への対策についてお伺いします。

近年、一般住宅や空き家の樹木等が適切に管理されていないことにより、道路への越境による通行の支障や街灯の明かりを遮るなど、住民生活に様々な影響が生じています。また、落ち葉が町道や近隣住宅の敷地内や屋根、雨どいに堆積し、住民の負担となっているほか、電線や電話線に接触することで、強風時には断線や停電、通信障がいが発生するおそれもあります。

町は、道路管理者として、町道の安全で円滑な通行を確保する責務を担っています。さらに、住民生活を支える重要なインフラへの影響も懸念される

ことから、関係機関と連携しながら適切に対応していくことが重要であると
考えます。

そこで、次の３点についてお伺いします。

①適切に管理されていない樹木等が住民生活や周辺環境に及ぼす影響につ
いて、町はどのように認識されているのかお伺いします。

②こうした相談や苦情に対し、現在どのような対応を行っておられるのか
お伺いします。

③今後、町道等の安全確保や生活環境の保全に向け、どのような対策を講
じていく考えかお伺いします。

次に、（３）ＩＤＥＣＡ（いでか）の利用対象拡大についてお伺いします。

井手町社会福祉協議会が運行する送迎サービスＩＤＥＣＡ（いでか）は、
高齢者の通院や買物などの日常生活を支える重要な移動手段となっています。
しかし、ケアハウスの入居者については、町内で居住しているものの、現在
はＩＤＥＣＡ（いでか）の利用対象外となっています。

ケアハウス入居者においても、通院や買物などのための移動支援の必要性
は高く、町内居住者の公平性の観点からも、利用対象の拡大を検討すべきで
あると考えます。一方で、社会福祉協議会は施設側での対応を求めています
が、施設側は人員体制等の事情により、対応は困難であると伺っています。

そこで、次の３点についてお伺いします。

①ケアハウス入居者の移動支援の必要性について、町はどのように認識さ
れているのかお伺いします。

②社会福祉協議会と施設側の間で対応が進んでいない現状について、町は
どのように受け止めているのかお伺いします。

③ケアハウス入居者のＩＤＥＣＡ（いでか）を利用対象とすることについ
て、町が関係機関と協議・調整する考えがあるのかお伺いします。

以上でございます。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、１点目についてお答えいたします。

「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指す
ことを基本姿勢として、まちの主人公は住民であるとの認識の下、各種団体

との対話や住民の方からのご意見を伺いながら、住民と一体となったまちづくりに取り組んでおりまして、この基本姿勢を堅持しつつ、町政を推進しているところであります。

令和８年度当初予算における重点施策につきましては、本町の喫緊の課題である人口の減少を食い止めるため、快適な暮らしとまちづくりの核となる国道２４号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路の整備や、ＪＲ奈良線の早期全線複線化の推進、住民の生命・財産を守り、自然環境と調和の取れた町を目指すための空き家対策の充実や防災・減災対策、活力のある産業振興と交流のまちづくりのためのデジタル技術を活用した観光案内整備や特産品開発事業、そして、若者世帯をはじめ、子育て世代への充実した支援策などを積極的に展開しながら、それらを町内外へ広くＰＲし、住みやすい環境づくりに取り組むとともに、時代に即した施設の在り方の検討や将来に向けた各種計画策定など、よりよい未来をつくるための事業にも取り組んでおります。

また、教育や福祉、そして暮らしの周辺整備など、これまでの継続的な取組についても、さらに積極的に推進してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） １点目の令和８年度当初予算における重点施策についてであります。一つ目のデジタル技術を活用した観光案内整備の目的と期待される効果につきましては、令和７年度に開催した地域創生推進会議のまちづくり・産業・観光分科会の意見の中でも、駅周辺に分かりやすいマップがないことが課題として挙げられていたことから、令和８年度当初予算において、本町の玄関口となるＪＲ玉水駅、山城多賀駅に電子観光案内板を１台ずつ設置する予算を計上しておりまして、観光情報をはじめとする町からの情報を視覚的に分かりやすく発信し、来訪者向けの情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当該案内板の機能を十分に活用しながら、まちの周遊観光のさらなる促進を図ってまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介） 二つ目の高齢者移動支援補助の具体的な支援内容と

今後の方向性につきましては、「高齢者移動支援補助」は、社会福祉協議会が実施する高齢者を対象とした移動支援事業「I D E C A」の円滑な実施のため、運転員や配車管理員の人件費、車両のリース代、燃料代等に要する経費を補助するものであります。

「I D E C A」については、令和5年4月から実証運行を開始され、令和6年4月からは本格運行として平日週4日、令和7年4月からは運行日を平日全てに拡充するとともに、予約受付時間を利用日前日の正午までであったものを16時まで延長するなど、移動支援を希望された方にとって利用しやすくなるよう検討しながら当該事業に取り組まれております。

今後も引き続き、実施主体である社会福祉協議会と情報共有を行いながら、当該事業を継続して実施していただくために必要な支援をしてまいりたいと考えております。

3点目のI D E C Aの利用対象拡大についてであります。一つ目のケアハウス入居者の移動支援の必要性について、町はどのように認識しているのかにつきましては、ケアハウスの入居者は比較的自立度が高い方であると認識しておりますが、高齢による足腰の衰えや視力・聴力の低下等により社会参加が困難とならないよう、利用者の身体状況等に合わせた支援は必要であると考えております。

二つ目の社会福祉協議会と施設側の間で対応が進んでいない現状について、町はどのように受け止めているのかにつきましては、「I D E C A」については社会福祉協議会が、ケアハウスについては弥勒会が社会福祉法人として事業を実施されていることから、提供する福祉サービスの内容については、それぞれの実施主体において判断していただくものであると考えております。

三つ目の町が関係機関と協議・調整する考えがあるのかにつきましては、ケアハウスの入居者に対する移動支援の必要性について、議員からご指摘があったことを町からそれぞれの実施主体に対して伝えてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 花木子育て支援課長。

理事（花木秀章） 1点目の三つ目の井手町結婚新生活支援事業の狙いと定住促進への効果につきましては、本事業は国の「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」を活用し、京都府と連携しながら今年度から新

たに取り組んでいる事業でありまして、婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担を軽減することを目的に、住居費、引越し費用及び住宅リフォーム費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものであります。

当該補助金の対象となる世帯は、婚姻日が令和8年1月1日から令和9年3月31日までの新婚夫婦で、婚姻日時点で年齢が夫婦ともに39歳以下、また令和7年中の夫婦の合計所得金額が500万円未満で、国や京都府などが主催する妊娠・出産を含めた将来設計や、健康管理を行う取組、いわゆるプレコンセプションケア講座等の受講を修了しており、申請後は継続して5年以上本町に居住することが必須要件となっております。

なお、補助金には上限額があり、婚姻届が受理された日において、年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯につきましては1世帯当たり最大60万円、夫婦ともに39歳以下の世帯につきましては1世帯当たり最大30万円となっております。

本事業の狙いと定住促進への効果につきましては、婚姻に伴う新生活に係る経済的負担の軽減を図ることだけでなく、補助金申請後5年以上の居住も要件であることから、若年世帯の定着と転入促進につながるものと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目の適切に管理されていない一般住宅・空き家への対策についてであります。一つ目の適切に管理されていない樹木等が住民生活や周辺環境に及ぼす影響への認識につきましては、近年、一般住宅や空き家等の一部において、樹木や生け垣などが適切に管理されていないことにより、隣接地へ越境したり、街灯等の視認性の低下、さらには落ち葉の堆積など、住民生活に様々な影響が生じていることは認識しております。

特に、道路上への枝葉の張り出しについては、歩行者や車両の通行に支障を来すだけでなく、見通しの悪化による交通事故の危険性を高める要因になり、また、落ち葉が側溝や雨どいに詰まることにより、排水機能の低下や近隣住民の負担増加につながるほか、電線や電話線への接触により、強風時の断線や停電、通信障害を引き起こすおそれもあり、住民生活を支えるインフラへの影響も考えられることから、本町といたしましては、こうした問題は

生活環境の悪化のみならず、道路の安全性や地域の防災面にも関わる重要な課題であると認識しております。

二つ目の相談や苦情に対する現在の対応につきましては、本町では、住民の方々から相談や通報を受けた際には、まず現地確認を行い、道路交通への支障や危険性の有無を把握した上で樹木等の所有者または管理者に対し、適切な剪定や伐採等をお願いしているところであり、また、電線等への接触が確認された場合には、電力会社や通信事業者など関係機関へ情報提供を行い、連携して対応しているところであります。

なお、緊急性が高く、通行の安全確保に支障がある場合には、道路管理者として必要最小限の応急対応を行うなど、状況に応じた対応に努めております。

三つ目の町道等の安全確保や生活環境の保全に向けての今後の対策につきましては、町道等の安全確保と良好な生活環境を維持していくためには所有者等による適切な維持管理が基本であると考えていることから、広報紙やホームページを通じて、道路への越境枝の剪定や適切な樹木管理について周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

加えて、道路パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて電力会社や通信事業者など、関係機関と情報共有や連携を図りながら、地域住民の安心・安全な生活環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 加賀山議員。

4 番（加賀山睦） 2 点目の適切に管理されていない一般住宅・空き家への対策について再質問させていただきます。

今、産業環境課長の方から、越境している枝等については、所有者に適切に管理するよう求めているというような答弁がございましたが、この案件につきましては、10 年来、近隣の方々が本当に困り果てて、所有者に対しても歴代の区長が訪れて、何とか適切な管理をしていただきたいというふうに訴えてまいりました。しかしながら、現在も今質問したような内容になっております。近隣の方は、もう限界である、これ以上我慢できないとの切実な声が寄せられています。先週の台風 6 号の際にも、隣の木が倒れてこないか、

電線が切れて停電しないかと、不安を抱えながら一夜を過ごされたと同っています。

私は、現に困っておられる住民に寄り添った対応が重要であると考えます。適切に指導している、または啓発している、もう一步踏み込んだ対応を考える必要があると思っております。

住民の安全・安心を確保する立場から、もう10年来困り果てた案件でございます。相手の事情がなかなか、経済的に豊かであれば、十分管理ができます。経済的に大変な中は、もうご覧いただいた方もおられると思いますが、一度現状を見ていただいて、これで安心・安全が確保できるのか、利便性・快適性を担保できるのかということ、今困っておられる近隣の方々に対して、もう一步踏み込んだ対応を検討する気があるのか、ぜひともお伺いします。

それと関連しまして、民法第233条の改定、令和5年4月に施行されております。これは、井手町に限らず、全国的にそういう近隣の樹木や様々な障害によってかなり影響している。高齢化であり、気にしていてもなかなか片づけられない、処理できないと所有されている方もいらっしゃると思います。民法改正まで国はして、被害を受けている側が一定の要件の下に切断できるということまでいっているわけですが、迷惑を受けている方が切断する、高齢のためできないと、そこら住民との相談も踏まえて、やっぱり踏み込んだ対応をしていただくのが私は大事であると考えています。

次、3点目のIDECAの利用対象拡大についてであります。

今、福祉課長の方から、議員から、それぞれの社会福祉協議会、また、いでの里の方に要望があったことを伝えておきますという答弁でございました。ケアハウスに入居されている方々、本当にまだ元気で、足腰が弱っておられるとかでなくて、ケアハウスは生活の居住施設であります。高齢者の生活支援つきの居住施設。何らかの事情でケアハウスに入居されています。その方の声として、多賀地区から入居される元気な方です。水野医院に行くのにも、往復でタクシー代3,000円かかる、郵便局に年金を下ろしに行くのにも2,000円かかる、まして、テオテラスで友達との食事、買物にも1,500円かかると。

年金暮らしで物価高の今日、ケアハウスの方を、ケアハウスの入居者の元気な方、何とか井手町の高齢福祉の推進のために、施設側は施設で考えてください、社会福祉協議会は社会福祉協議会で考えてくださいという、今現実

そういう状況で、今まで井手町で元気に過ごして、本当に井手町のために貢献された高齢者です。もう少し温かい気持ちで井手町に住んでよかったと、やっぱり井手町で長年住んでよかったと言っていたような温かい福祉行政を I D E C A の方に、井手町のケアハウス入居者の方にやってもらえることを、そして、施設側とか社会福祉側ではなくて、井手町の高齢福祉をどうしていくのかという観点でお伺いします。

以上です。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 先ほどの樹木の伐採に関してでございますが、特に空き家のところに関してであるんですけども、空き家、議員がご指摘のありました 10 年来困っているところとはちょっとまた場所が違うとは思いますが、今回この空き家に関しましても、そういった樹木に関する、樹木が越境しているという住民の方からの相談を受けて、対応の方、いろいろしておりますが、そういった中でも、空き家特措法の規定に基づきまして、居住者の調査でありましたり戸籍を遡るなど、いろんな法律の規定によりまして所有者のめどをつけて、そういった方々に、そういった戸籍に載っている方、広い方について通知を行って、また、現状の写真も一緒に行って、そういった対応をしておりますが、そういったところを続けることで、実際、町内の空き家の中でも、ちゃんと親族の方が府外から来ていただいて樹木を伐採していただいた例もありますので、そういったところに関しましては、まずは親族の方をしっかりと調査の方させていただいて、親族の方に今の現状をしっかりと知っていただいて、そこで対応を求めていくということをしっかりと繰り返していきたいとは考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 辻井福祉課長。

福祉課長（辻井祐介） ケアハウス入居者の移動支援の関係でございますけれども、答弁させていただいたとおり、議員からそういうご指摘があったということはお伝えさせていただこうと思っています。これまで社会福祉協議会と弥勒会で正式にケアハウス入居者の方の移動支援についてということで、

協議の場が持たれたことがないと聞いておりますので、まず、今それぞれ導入されていないということは、それぞれに課題があって導入されていないということだと思いますので、それぞれの課題を整理した上で、そういう協議の場を持てるかどうかというのを伺ってまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 加賀山議員。

4 番（加賀山睦） 2 点目の近隣の住宅からの越境している樹木についてですが、一つ、前が町道で、町道にかなり入り込んでいると。町道の管理者として、適切に町道の管理者は井手町がしていただいていると、これはもうご存じのとおりでありまして、町道に出ている部分について、所有者が切断できない場合は、井手町の行政の方で、民法第 2 3 3 条の適用をして切り落としていただくことが可能なのかお伺いします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 仁木建設課長。

建設課長（仁木 崇） ただいまの町道の関係のご質問でございますけども、町道へ張り出している関係上、その道路の通行に支障がある場合につきましては、もちろんこちらの方で通行が安全にできるような形で、道路法とかそういう法的なことで切断はさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（脇本尚憲） この際、暫時休憩いたします。1 時 4 0 分からにします。

休憩 午後 0 時 0 4 分

再開 午後 1 時 4 0 分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き再開いたします。

田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 田中議員。

8 番（田中保美） 8 番、田中保美です。それでは、私の方から、通告いたしました 2 点について質問させていただきます。

まず 1 点目であります、井手町における「インクルーシブ教育」についてであります。

「インクルーシブ教育」とは、障がいの有無や国籍などにかかわらず、全ての子どもが同じ場で学ぶ権利を保障し、個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うことで、学びから排除しない教育の在り方を指します。

日本では、国連「障害者の権利に関する条約」第24条や文部科学省の方針に基づき、通常学級、通級指導教室、特別支援学級など、多様な学びの場を組み合わせた「インクルーシブ教育システム」の構築が進められています。

井手町においても、井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校、井手やまぶき支援学校が連携し、「インクルーシブ教育システム」の構築を進めていくことが重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①これまでの町立小・中学校と井手やまぶき支援学校との交流について、どのようなことを実施されてきたのか。

②「インクルーシブ教育」について、本町はどのような考えをお持ちかお聞かせください。また今後、町立小・中学校の「インクルーシブ教育」をどのように進められていくのか。

そして、(2) 井手共同墓地の維持・管理についてであります。

共同墓地はそれぞれ各家で墓地の維持・管理をしますが、墓地までの通路や周りの樹木は町で管理されていると思います。しかし、墓地の通路脇には雑草が生い茂り、周りの樹木においては倒木しそうな場所があり、放置していると被害が出るのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①井手地区の共同墓地の維持・管理はどのようになっていますか。

②多賀地区の共同墓地の維持・管理はどのようになっていますか。

③今後、共同墓地の安全面において、通路の雑草や倒木しそうな樹木への対応は可能ですか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の井手町における「インクルーシブ教育」についてであります、一つ目のこれまでの町立小・中学校と井手やまぶき支援学校との交流につき

ましては、令和４年度に井手やまぶき支援学校が開校して以来、毎年交流学习を継続しているところであります。

具体的な内容を申し上げますと、合同での田植、音楽交流、給食交流、パラバルーンなどを用いた交流遊びをはじめ、モノづくり、フットサルやボッチャなどスポーツによる交流なども実施しております。これらの児童・生徒同士の交流に加えて、令和７年度は「インクルーシブ教育の理念の共有と深い理解」を目的に、合同教職員研修会も実施してきたところであります。

２点目のインクルーシブ教育についての本町の考えにつきましては、町立小・中学校と井手やまぶき支援学校との交流をさらに充実させるため、全ての児童・生徒に対し、共に学ぶ活動を増やすことで社会性やコミュニケーション能力を育み、共生社会を形成できる児童・生徒の育成を図ることから、積極的にインクルーシブ教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、インクルーシブ教育をどのように進めていくかについては、今年度に京都府にて策定予定のインクルーシブ教育推進に係る指針を注視しながら、今まで行ってきた町立小・中学校と井手やまぶき支援学校の児童・生徒との交流をさらに発展、充実してまいりたいと考えております。

また、教職員においては、今年度も実施を予定している合同研修会等を通して、互いに学び合える関係づくりの構築を進めてまいりたいと考えており、これらの取組を通して、体験の交流が学びの交流へと深められることを目指してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ２点目の井手共同墓地の維持・管理についてありますが、一つ目の井手地区の共同墓地の維持・管理につきましては、当該墓地の管理は本町にて維持・管理を実施しております。

二つ目の多賀地区の共同墓地の維持・管理につきましては、当該墓地の管理は多賀財産区管理会にて維持・管理を実施されております。

三つ目の雑草、樹木への対応につきましては、井手地区の共同墓地については、本町にて墓地内の草刈りや通路の除草などは、令和７年度は２回、多賀地区の共同墓地については、多賀財産区管理会にて、墓地内の草刈りや通路の除草などは、令和７年度は６回、樹木の伐採については、それぞれその

都度、必要に応じて実施しております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 田中議員。

8 番（田中保美） 要望としてですが、一つ目のインクルーシブ教育についてであります。これからも小・中学校、支援学校の子どもたちや教師が連携してインクルーシブ教育システムの構築をさらに進めていていただくよう、よろしくお願いいたします。

二つ目の共同墓地の維持管理については、安全面を重視した維持管理に努めていただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問終わります。

議長（脇本尚憲） 中谷祥彰議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中谷議員。

2 番（中谷祥彰） 2 番、中谷祥彰です。よろしくお願いいたします。

通告しておりました「井手町地域創生計画、井手町人口ビジョン」についての質問になります。

人口減少や首都圏一極集中が問題となる中、平成 26 年 11 月、国において「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。本町においても、平成 27 年 10 月に「井手町地域創生計画」が策定され、令和 2 年 3 月に「第 2 期井手町地域創生計画」、本年 3 月には「第 3 期井手町地域創生計画」が策定されております。

その中の「井手町人口ビジョン」は、本町における人口の現状分析を行うことで、今後目指すべき将来の方向や将来展望を示す上で重要な基礎となると考えております。

本町では従前より開発適地が少なく、住宅不足が問題となっております。人口を増やすことにおいて、「住む場所」の確保が重要で、住む戸数の確保ができていない状態であれば、実際にビジョンに示された分析データの意味がなく、現実的に受入れ可能数を見定めて進むべきではないかと考えます。

つきましては、①「井手町人口ビジョン」は町民の人口増減を想定したデータとなっていますが、その進捗データ、将来的に 6,000 人前後となる想定もありますが、6,000 人が目標なのか。本来「増やす」ことを課題

としているため、「増やす」ためにどのように取り組み、その結果はどうであったかの進捗を教えてくださいたいと思います。

次に、②「増やす」ための住宅確保案を出すために、具体的な動きが取れる話合いの場や、その進捗管理をするために行政側に専門の担当の配置等も必要だと思いますが、各課を超え情報交換のできる場、職員外の実務経験者や有識者の方、また町内の有志を含め、具体的に人口を「増やす」ため人口対策を進めるべき、そういう話の場は必要ではないでしょうか。それが2点目です。

③地域ビジョンの方にも「住宅の創出」の目標値300戸確保及び空き家バンクの調査での空き家戸数が出ていると思いますが、新規の300プラス現在の空き家の数、利活用数としている具体的な動き、今幾つあるのかと、またその数によって追加は必要ではないかという検討はあるのかどうかをお答えいただきたい。

④住宅確保と並行して、人を集めるためのまちづくりの促進で企画のありました「むすび家 i d e」の交流イベント、2024年度はゼロ回となっておりますが、2030年度の目標は12回となっております。どのような取組を考えておられて、また再開時期も併せて教えていただければと思います。

⑤旧庁舎についての今後を考える検討委員会が1月に開催されていますが、その委員会においてはどのような意見があり、旧庁舎の利活用はどのように考えているのか、その辺りもお聞かせいただければと思います。

よろしくお願いします。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 中谷議員のご質問にお答えいたします。

「井手町地域創生計画井手町人口ビジョン」についてであります。一つ目の人口ビジョンの進捗状況と「増やす」ための取組、その結果につきましては、まず、人口ビジョンの進捗については、令和2年3月に改定した人口ビジョンでは、令和6年度末の人口が7,000人弱であるのに対し、実際の住民基本台帳人口は6,930人と、ほぼ人口ビジョンどおりの微減傾向で進捗しているものと考えております。

また、増やすための取組とその結果につきましては、学校給食費の全額補助などによる子育て支援や教育環境の充実に向けた取組を進めたことや、山城多賀駅前商業施設の開業により日常生活の利便性の向上が図れたことで、令和6年度に実施した住民アンケートにおいて、子育てしやすいと感じる住民の割合が、目標値55%に対して59.40%、ずっと住みたいと考える若者の割合が目標値35%に対し50.3%であったことから、「子育て」「教育」「食料品・日用品の買物」などに関する満足度が上昇したものと考えております。

二つ目の住宅確保案を出すための具体的な動きが取れる話合いの場の設置や外部の実務者などの配置につきましては、空き家については、本町の空き家等対策に関して、常設で専門家等の意見を聴取する体制として、令和7年度に井手町空き家等対策協議会を設置してきたところであります。現在のところ、当該協議会においては、主に特定空き家などに関するご意見を伺っているところでありますが、今後、空き家の利活用などについても協議してまいりたいと考えております。

三つ目の住宅の創出の目標値に係る具体的な動きにつきましては、令和7年度末時点の利用可能な空き家の数は45件でありまして、住宅の創出に係る具体的な動きは現時点ではありませんが、空き家に関しては、井手町空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者などへの啓発による空き家バンクの利用や、本年度から取り組んでおります仲介手数料補助などの空き家流動化促進事業の活用による空き家の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

四つ目の「むすび家 i d e」の取組、また再開時期、利活用の幅を広げることにつきましては、「むすび家 i d e」については、昨年度、耐震改修工事が完了したことから、本年度より京都産業大学井手応援隊の活動拠点として、まず、学生が小学生の学習指導を行う寺子屋が再開されることとなっております。なお、利活用の幅を広げることについては、どのような活動ができるのか、また、他事業者や他団体と連携できるのか、さらに、施設としてどのような利活用ができるのかなども踏まえ、井手応援隊と協議してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 五つ目の旧庁舎あり方検討会議でどのような意見が

あり、利活用についてどのように考えているのか、また、検討会議の今後の予定につきましては、まず、本年１月に開催した旧庁舎あり方検討会議では、旧庁舎の現状や課題等の概要説明をはじめ、南都銀行のビジネスマッチングにより紹介いただいた２社の企業からの旧庁舎の立地状況を踏まえた利活用の提案内容などの情報提供をしてきたところであります。

この会議の中で、各委員からは「公官庁で利用してもらうことはできないのか」や「充実した子育て支援を実施している井手町として、子育ての大事な場所として町内外にＰＲできる形をつくってはどうか」「本館や西別館、議場をそれぞれ貸し出せないのか」などのご意見をはじめ、「活用の仕方はいろいろあると思うが、地域住民が利用された際に安全性が確保できるのか、耐用年数的に何年くらい利用が可能なのか」や「活用するには予算もかかることから、建物をどこかの業者に売る、また、建物を解体して更地にして売るという方向性もあるのでは」などの活発なご意見を頂いたところであります。

本町といたしましては、現在のところ、単に売り払うのではなく、地域資源としての活用ができないかという考えの下、委員各位のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、検討会議の開催については、令和８年度当初予算において、３回程度開催するための予算計上をさせていただいておりますが、ご議論の進捗により３回にこだわらず、必要に応じて臨機応変に開催してまいりたいと考えております。

なお、今後の予定については、前回の会議にて、委員から、昨年１０月の京都産業大学の学生の旧庁舎を活用したイベントで発表された旧庁舎利活用の内容について及び旧庁舎解体の概算費用についてのご意見も頂いたことから、本年７月に予定している次期会議にて情報提供し、様々なご意見を伺いながら旧庁舎の最適な利活用方法について検討してまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中谷議員。

２番（中谷祥彰） 第３期井手町地域創生計画井手町人口ビジョン、各読まさせていただきます、数字等、全て出ている状態ではあるんですが、１点、この数字関係と評価関係のデータのソースとなるものは、住民アンケートと

出ているもの以外、ほかあるのか。また、その住民アンケートの実際の動き、何人の方が答えられて何人の回答率があつてと。またその住民アンケートは誰を対象にされているのか。その辺り、もしございましたら、後日また確認を取らせていただければと思います。

その上で、データの取り方等、実際に町内外で取っておられるのか、町内のみなのかもありまして、その取り方等の見直し・検討もまた検討いただければと思います。

実際に現場レベルの方で具体的な成果の上がる動きができればと考えておりますので、議会だけのみならず、やはり、ここで何か発案したことにつきまして、ここで少しずつ進捗の成果が出るように私は期待しておりますので、それをもって私の質問、終了とさせていただきます。

議長（脇本尚憲） データは後日で。

2 番（中谷祥彰） 後日で。確認させていただければで。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） ただいまの第3期井手町地域創生計画のデータでございますが、多分、議員おっしゃっていただいているのは、創生計画の方の16ページなどにあります第2期総合計画のKPIの達成状況に関する数値のものだと思います。この数値に関しましては、各、子育てでありましたり、そういったところのアンケートの結果から出している数値でありますので、そういった数値につきましては、また後日、ご説明の方させていただきます。

以上です。

議長（脇本尚憲） 木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 木村議員。

5 番（木村健太） 5 番、木村健太です。通告に基づき、大きく2点質問させていただきます。

（1）本町公式LINE機能拡充による運用について。

本町では公式LINEを導入し、日々重要な行政情報や防災情報の発信に努めていただいていることについては大変有意義であり、感謝申し上げます。行政手続のデジタル化や情報発信の多角化が進む中、多くの自治体が住民に

最も身近なSNSである「LINE」を活用し、利便性の向上を図っています。

現在、本町の公式LINE登録者数は700名弱と多くはないのが現状です。登録者の方からは、お知らせのみ確認するだけで、開いてじっくり読まなかったり、LINEホームページからいろいろ調べられるが、なかなか自分の知りたい情報までたどり着けない等の声をお聞きします。重要な情報発信という利便性を維持しつつ、今後はさらに一歩進め、町民の方が「使いやすい」「参加したい」と感じる双方向のコンテンツへと進化させ、登録者数を増やしていく必要もあるのではないのでしょうか。

そこで質問します。

①町民皆様の生の声を聞くために、町主催の各種イベント終了後にLINEを活用した簡易アンケート調査を実施することについて、本町の考えをお聞きします。

②高齢者をはじめとする幅広い世代が迷わず、24時間いつでも自己解決できるよう、チャットボット機能の導入について、本町の考えをお聞きします。

(2) 空き家対策における、解体・改修補助制度の柔軟な運用と拡充について。

全国的な課題である空き家問題に対し、本町においても令和8年度から新たに「空家等流動化促進事業」に取り組むなど、様々な支援策を講じていただいているところです。

しかし、町民の方々の声をお聞きしていると、現行の制度設計ではどうしても補い切れない、深刻で構造的な課題が見えてまいりました。それが、「車両や重機が進入できない極めて狭い道路に面した空き家の存在」です。

通常、空き家の解体やリフォームを行う際、重機やトラックが横づけできれば作業は効率的に進みます。しかし、道幅が1.5メートルに満たない場所では、作業の大部分が「手壊し」や「手運び」となり、その結果、人件費や工事期間は大幅に増加し、費用が高額になるケースがあります。

現行の空き家解体・改修補助制度は一律の基準で運用されておられると思いますが、こうした構造的な要因による費用の増額が所有者に処分や改修をちゅうちょさせることとなり、危険な空き家の放置や地域コミュニティの機能低下を招く一因となっているのではないかと考えます。

そこで質問します。

①接道状況や重機進入可否に応じて補助率や上限額を段階的に引き上げる「加算措置」を設けることについて、本町の考えをお聞きします。

②重機や車両の進入困難な狭隘道路沿いに面した空き家物件の現状は。

③狭隘道路沿いの空き家が放置されるリスクについて、本町の考えをお聞きします。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町公式LINE機能拡充による運用についてであります。一つ目の町主催イベント終了後にLINEを活用した簡易アンケート調査の実施の考えにつきましては、本町といたしましても、アンケートにより地域住民の声を聞くことは、ニーズや課題を可視化することができるため、事業運営に当たり有効なものであると認識しております。

なお、イベント終了後のアンケートについては、一部事業において用紙に記載する方法で実施しており、参加者の声を正確に把握する観点から、事業に参加される方の年齢などにより、アンケートの手法について考慮した中で、LINEによるアンケート実施の有効性を検討してまいりたいと考えております。

二つ目のチャットボット機能の導入につきましては、議員ご指摘のとおり、24時間いつでも自己解決ができることから、地域住民の方々の利便性向上と職員の業務負担軽減など、有効性が見込める一方、チャットボットの形式によっては複雑な質問に対応できない場面や定型文の繰り返しになるなどの課題もあると聞いており、導入については慎重な検討が必要であることから、現在のところ、様々な情報をアップしている町ホームページにおいて、地域住民の方々が必要とされる情報に最短でたどり着けるよう、ホームページ内の導線改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目の空き家対策における解体・改修補助制度の柔軟な運用と拡充についてであります。一つ目の接道状況などによる加算措置を設ける考えにつきましては、まず、令和8年度当初予算にて計上いたしました空き家の取引に係る仲介手数料補助金制度により空き家の活用を図り、空き家の流動化を

促進することで、放置すれば倒壊や管理不全空き家等となるおそれのある空き家の発生予防に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の重機や車両の進入困難な狹隘道路沿いに面した空き家の現状につきましては、令和５年度に実施した調査において約１５件確認しております。なお、その中には特定空き家等はありません。

三つ目の狹隘道路沿いの空き家が放置されるリスクについての本町の考えにつきましては、一般的な空き家が抱える管理されないことによる老朽化などのリスクに加え、災害時の避難・救助の際の支障や、建築基準法により建て替えができないなどのリスクもあると考えております。

なお、それら空き家が放置されることがないように、専門家による相談会や固定資産税・都市計画税納税通知への空き家に係るチラシを同封しながら、所有者に対して適正管理の働きかけや、空き家バンク登録をはじめとした空き家の利活用についての情報提供や周知により、空き家の流動化を図ってまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 木村議員。

５番（木村健太） 二つ目の質問について再質問させていただきます。

狹隘道路沿いの空き家の現状についてですが、先ほど令和５年度の調査では１５件との答弁でしたが、これら狹隘道路に面した空き家について、関係各課に情報共有等はされているのかお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） 狹隘道路沿いに面した空き家の情報共有でございますけれども、現時点では完全な情報共有はできておりませんが、狹隘道路沿いに面した空き家に限らず、普通の空き家に関しましても、どの課のどの業務において、また、どんな方法であれば、番地を示せばいいのか、地図を渡して情報共有を図ったらいいいのか、そういった手法とかも検討しながら、それぞれの業務が円滑に進むのかも確認して、またそういった空き家の情報の取扱いについてもちょっと注意をしながら、関係課と共有を図っていかれたらと思います。

以上です。

議長（脇本尚憲） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 木村議員。

5 番（木村健太） 質問としてではなく要望としてなんですが、1 点目の町公式 L I N E 機能拡充についてですが、アンケート調査やチャットボットの機能の導入に当たっては、新たなシステムの構築など、追加で費用が必要になってしまうとは思いますが、たとえ初期投資が必要になっても、中長期的な視点に立てば、紙媒体で行うアンケート調査に係る事務経費や窓口対応を行う職員に係る人件費の削減などにつながり、その費用対効果は高いと考えます。

また、何よりも、町民の皆様が町政に参加しやすい機会づくりや、いつでも知りたい情報を簡単に調べられるシステムづくりを進めていただければ、より一層住民サービスの向上につながるのではないかと思います。

2 点目の空き家対策における柔軟な運用と拡充についてですが、狹隘道路沿いの空き家の解体やリフォームについては、車両や重機の進入が困難なことから高額になるケースがあり、費用面の問題でなかなか取りかかれないとの声もあります。しかし、そのまま放置すれば、将来的に倒壊による道路閉鎖や災害時の避難・救助活動に対する妨げなど、周辺で暮らしておられる住民の皆さんの安全を脅かす危険へと直結いたします。限られた町の財源であるからこそ、困っておられる方々や危険性の高い場所に重点的に対策を行うという柔軟な対応も考えていただけたらと思います。

最後に、小さな町だからこそ町民の皆さんの声に寄り添い、きめ細やかで一步踏み込んだ前向きな対応を要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本尚憲） 鶴田慶祐議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 鶴田議員。

1 番（鶴田慶祐） 1 番、鶴田慶祐です。事前の通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項につきまして、（1）夜間の道路照明環境の改善と定住促進への影響について。

住人の方や、井手町への移住を検討する方が実際に夜の町を歩いたとき、

「街灯はあるのに暗い」という印象を持つケースが少なくありません。昼間の井手町の美しさやアクセスのよさに魅力を感じても、夜間の生活環境への不安が移住の決断を妨げる要因になり得ます。観光客においても、さくらまつり等で夜間に人が集まる場面で帰路の暗さが安全面、印象面の両方でマイナスになっていると思われます。

人口減少対策として移住定住を最重要課題に掲げる以上、「夜の顔」を整えることは、住環境整備の一環として真剣に取り組むべき課題です。

そこで、次のことについて質問いたします。

①現在の街灯の総設置数、管理主体の内訳はどうか。また、街灯間隔の基準や照度についての町としての指針はあるか。

②「夜間が暗い、怖い」という住民や移住検討者からの声を町として把握・記録しているか。

③既存街灯のＬＥＤ化による明るさ向上の進捗率はどうか。未改修箇所の改修スケジュールと財源の見通しを示されたい。

④移住促進の観点から、居住エリアの夜間照明環境の改善を施策として位置づける考えはあるか。

次、（２）行政ＤＸ推進と住民サービスのデジタル化について。

国のデジタル田園都市国家構想の下、全自治体にＤＸ推進が求められています。人口約７，０００人の小規模自治体こそ、限られた人員でＤＸを活用することで行政効率を高め、住民サービスを維持できる可能性があります。また一方で、高齢者のデジタルディバイドへの対応も同時に求められます。

そこで、次のことについて質問します。

①マイナンバーカードとの連携等、各種行政手続のオンライン化の進捗状況はどうか。窓口に来なくてもできる手続は、現在何件まで拡大されているか。

②高齢者を中心としたデジタルディバイド対策として、スマートフォン講習や相談窓口の設置など、取り残される住民への支援策はどうなっているか。

③ＡＩや業務支援ツールを活用した職員の業務効率化の取組はあるか。限られた職員数で住民サービスを維持するための中長期的な体制づくりの方針はあるか。

次、（３）空き家対策の加速と地域資源としての活用について。

空き家の取得経緯は相続が５５％を占め、所有者の約３割は遠隔地に居住

しているという現状があります。２０２３年には空家等対策特別措置法が改正され、自治体の権限が強化されました。井手町でも空き家の増加は景観・防災・防犯の面で深刻な問題となりつつあります。

そこで、次のことについて質問いたします。

①町内の空き家総数と「管理不全」と判断される件数は現状どうなっているか。また、法改正を受けた条例整備・体制強化の進捗は。

②空き家をただ除却するだけでなく、移住者向けの住宅、サテライトオフィス、環境施設等として「地域資源化」するための支援策はあるか。

③所有者が遠隔地にいるケースへのアプローチとして、相続登記義務化との連動した働きかけをどのように進めているか。

少々重複する場所があるかと思いますが、以上のことをお聞きいたします。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長（菱本嘉昭） 鶴田議員のご質問にお答えいたします。

１点目の夜間の道路照明環境の改善と定住促進への影響についてですが、一つ目の現在の街灯の総設置数、管理主体の内訳及び街灯間隔の基準や照度の指針につきましては、本町が把握している道路照明等の総設置数は約１，４００基であり、その管理主体は国、府、町及び商工会となっております。

設置に関する基準や指針につきましては、幹線道路等の道路照明は、国の「道路照明施設設置基準」に基づき、交差点や横断歩道、急カーブなど、交通安全上特に必要な場所に設置しております。一方、生活道路における犯罪防止や安全確保を目的とした防犯及び交通安全灯につきましては、一律の数値基準等は設けておりませんが、一般に市販されている電機メーカーの街灯を各区からのご要望等に応じ、その都度協議しながら、必要な箇所への設置に努めているところであります。

二つ目の住民や移住検討者からの声の把握・記録につきましては、地域住民の方々からの「故障による消灯」や「新規設置」などに関しては、各区長を通じて要望書等をご提出いただくことで、的確に状況を把握しております。また、移住検討者の声につきましても、移住相談等の機会に丁寧なヒアリングを行い、潜在的なニーズの把握に努めているところであります。

三つ目の既存街灯のＬＥＤ化の進捗率、未改修箇所のスケジュール及び財源見通しにつきましては、生活道路の防犯及び交通安全灯については、平成２８年度より計画的にＬＥＤ化を進め、令和元年度に更新を完了しております。

現在、区の要望により新規で設置する防犯及び交通安全灯は全てＬＥＤ照明にて対応しているところであり、また、道路照明についても、器具の更新に合わせて順次ＬＥＤ化を進めております。これらの財源は一般財源を活用しておりますが、今後、国・府の補助金や地方債など、本町にとって有利な財源があれば有効に活用してまいりたいと考えております。

四つ目の移住促進の観点から、居住エリアの夜間照明環境の改善を施策として位置づける考えにつきましては、本町では、現在、「第５次井手町総合計画」において、防犯体制の充実や交通安全対策の推進を掲げるとともに、「第３期井手町地域創生計画」においても、安心・安全を守るインフラ整備の一環として交通安全施設の整備を位置づけております。

住居エリアの夜間照明の充実は、地域住民の安心・安全な暮らしに直結する重要課題と認識しており、今後とも、各区と連携しながら、防犯及び交通安全灯の適切な整備を進め、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現を通して、移住・定住の促進へとつなげてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） ２点目の行政ＤＸの推進と住民サービスのデジタル化についてであります。一つ目のマイナンバーカードとの連携など、各種行政手続のオンライン化の進捗状況につきましては、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでの住民票の写しなどの公的証明書の取得ができることや、マイナポータルと連携して転出手続のオンライン申請、さらに税の申告ができるようになっております。また、町ホームページからは、子育て支援センターの一時預かりの申込みや粗大ごみの申込み、さらに、介護保険における認定申請がオンラインによりできるようになっております。

二つ目のデジタルディバイド対策につきましては、いづみ人権交流センターにおいて、６０歳以上の方を対象としたワード、エクセルの操作を学ぶパソコン教室や、ＬＩＮＥ、インスタグラムなど、ＳＮＳの使い方を学ぶスマートフォン・タブレット講座を実施しておりまして、講義時間を長めに設定

することで、ゆっくり学べ、質問しやすく、参加者にとって分かりやすい講座を開催しており、また、障がい福祉事業所や、町内障がい者団体と連携しながら、スマートフォンの使い方講座の開催などにも取り組んでいるところでもあります。

三つ目のＡＩや業務支援ツールを活用した職員の業務効率化の取組、中長期的な体制づくりの方針につきましては、業務支援ツールについては、本年度当初予算にて計上いたしております電子計算費において、会議録を作成するに当たり、会議内容を自動で文字変換できるシステムの導入をはじめ、職員間のメールやスケジュール管理、庁舎の施設予約、外部メールなどに利用するグループウェアの更新を行うことから、それらシステムを有効活用しながら業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

また、中長期的な体制づくりについては、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が懸念される一方で、高齢化、防災、デジタル化など、行政サービスへのニーズは複雑化・多様化しており、限られた人員において「人がやるべき付加価値の高い仕事」と「ＡＩなどに任せる定型的な仕事」を切り分けながら業務効率化を図ることも重要であると認識いたしております。

本町といたしましては、現時点で具体的な方針については定めておりませんが、現在、国が実施している全府省庁職員を対象としたＡＩ活用による実証実験や近隣自治体の状況を注視しながら、本町における組織体制の在り方について検討してまいりたいと考えております。

３点目の空き家対策の加速と地域資源としての活用についてであります、一つ目の町内空き家総数と管理不全とされる件数の現状、法改正を受けた条例整備体制の強化につきましては、令和７年度末時点の空き家総数は１４２件であり、管理不全空き家等の認定はありませんが、令和７年３月に改定した第２期井手町空き家等対策計画において国のガイドラインを踏まえた判断基準を規定したことから、その基準に基づく空き家の評価による管理不全空き家等や特定空き家等の認定、指導や勧告の措置について、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の空き家等を地域資源化するための支援策につきましては、従前からの空き家バンクの活用による移住・定住の促進や、空き家再生支援事業による残置物撤去費用助成に加え、本年度から、空き家の流動化の促進を図ることを目的に仲介手数料補助に取り組むとともに、空き家の活用については、

第3期井手町地域創生計画において、空き家の活用による働く場所の創出について、令和12年度までに実現することを掲げていることから、さらなる支援体制の構築を検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 中坊税住民課長。

税住民課長（中坊玲子） 三つ目の所有者が遠隔地にいるケースへのアプローチとして、相続登記義務化との連動した働きかけをどのように進めているのかにつきましては、先ほど木村議員にご答弁申し上げましたとおり、所有者が遠隔地であるか否かにかかわらず、まず、毎年4月に固定資産税・都市計画税の納税義務者に対して納税通知書を送付する際に空き家に関するチラシを同封し、その中に、空き家の適切な管理や将来の活用方法などについての家族での話し合い、さらに相続登記が義務化された旨を記載しており、また、チラシの裏面には空き家バンク制度についても紹介をしております、管理不全の空き家とならないよう働きかけをしているところであります。

また、死亡届提出の際にも、固定資産を所有されていた場合には、相続登記の手続きをお願いする旨について記載した案内チラシ及び法務局宇治支局の所在地のチラシを町の窓口でお渡ししております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 鶴田議員。

1番（鶴田慶祐） 質問というよりも要望ではございますが、まず、以上3点にわたって質問させていただきましたが、夜間の道路照明環境につきましては、やはり住民の安全・安心に直結するだけではなく、移住を検討される方がここに住みたいと感ずるかどうかなにも関わる生活環境整備の一つだと思っております。交通安全のみならず、昨今では、一軒家であるとかマンションを相手にした匿名流動型犯罪組織のトクリュウと言われるものが強盗であったり、そういったことを行っている事実もありますので、やはり暗い場所が増えてしまうと、そういったところで悪いことが起きかねてしまいますので、なるべく一般道路のみならず、生活道路も照らしていただけるような施策をしていただければと思っております。

次に、行政DX推進については、デジタル化はあくまで手段であり、目的は住民サービスの向上と職員の皆様の負担の軽減でございます。デジタルと

いうものはどうしても慣れ、不慣れがありますし、世代によってもまた飲み込み方も変わってきますので、引き続き、誰一人取り残されない形での推進と、具体的な計画とスケジュールを持って進めていただければ幸いです。

最後に、空き家対策につきましては、様々な空き家対策事業を計画されていることは大変ありがとうございます。やはり、空き家というのは放置するほど劣化し、活用できる地域資源が失われていってしまいますので、壊すだけではなく、生かす視点を持って、移住・定住促進、地域経済活性化と連動した取組をスピード感を持って引き続き進めていただければと思っております。

3点質問をいたしました、いずれも井手町に暮らす住民の皆様の日常と、この町の将来に直結する課題でございます。執行部の皆様方におきましては、引き続き真摯なご対応をお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（脇本尚憲） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 鎌田議員。

7番（鎌田隆宏） 7番、鎌田隆宏です。事前の通告に基づきまして、大きく2点質問をいたします。

（1）プロスポーツチームとのホームタウン協定についてです。

本町では、サッカーJリーグの「京都サンガF.C.」及びバスケットボールBリーグの「京都ハンナリーズ」との間でそれぞれホームタウン協定を締結されました。プロスポーツチームが持つ発信力や求心力を地域活性化に生かす試みは有意義であり、大いに期待するところであります。

しかし、「協定を結んだことで具体的に何が変わるのか」「どのようなメリットがあるのか」といった声をお聞きします。せっかくのすばらしい協定も、その効果を町民が実感し、また、町の活性化につながらなければ形骸化してしまいます。

以前にも他の議員からホームタウン協定の一般質問がありましたが、具体的な見解と、これまでの取組をお伺いします。

①ホームタウン協定を結んだことで、本町はプロスポーツチームからどのような支援や協力を得られているのか。また、町としてどのような事業や展

開が可能になると想定しているのか、具体的な「権利」や「可能性」についてお聞かせください。

②協定が締結されてから、これまでに町内で具体的にどのような活動やイベントが行われたのか。また、それによって町民（特に子どもたち）や地域コミュニティ、あるいは町のPRにおいて、どのような成果や手応えがあったのかをお聞かせください。

（２）国道２４号「城陽井手木津川バイパス」の進捗状況と、今後の見通しについて。

現在、ホルムズ海峡の緊迫化などの国際情勢を背景に原油価格が上がり、それに伴い建設資材などの物価が高騰しています。そのため、バイパスの事業費の大幅な増大や工期のさらなる長期化が懸念されます。現在の進捗状況及びこれらのことがもたらす影響について、今後の見通しを伺います。

①現在の町内の用地買収の進捗状況はどれくらい進んでいますか。

②バイパス道路全体の事業費と今年予算化された事業費は。

③事業費が膨らみ、工期も長期化が考えられます。工期が長期化するのであれば、城陽・井手間の着実な整備促進について、今後の見通しを伺います。

議長（脇本尚憲） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

１点目のプロスポーツチームとのホームタウン協定についてであります。一つ目のホームタウン協定の支援や協力につきましては、本町とプロスポーツチームである京都サンガF.C.は令和６年１２月に、京都ハンナリーズは令和７年６月に、スポーツの普及と健康維持増進への貢献、青少年の健全な育成への貢献、地域活性化への貢献を目的とした活動や取組を協力しながら積極的に推進していくことを目的とした協定を締結してきたところであります。

その支援や協力の具体的な内容については、住民の方に試合観戦を無料や特別優待価格で招待するホームタウンデーの開催をはじめ、プロのコーチ・選手によるスポーツ教室の開催、さらに、試合会場にて全国から集まるサポーター等に対して、本町のPRができるブースを無料で設置していただいております。

次に、どのような事業や展開が可能か、具体的な権利や可能性につきましては、本年度については、京都サンガＦ．Ｃ．や、京都ハンナリーズからホームタウン活動として、先述したとおり、公式試合への地域住民の招待をはじめ、コーチや選手が本町を訪問し、子どもたちのスポーツ教室などで指導していただくことが可能となります。

二つ目の協定締結後、町内でどのような活動やイベントが行われたかにつきましては、ホームタウンデーの開催を町ホームページや「広報いで」において周知するとともに、試合会場のブースにて本町のＰＲを行ってきたところであります。

さらに、京都サンガＦ．Ｃ．においては、ホームタウンデーに合わせて、本町のサッカークラブの子どもたちがピッチ行進や、井手小学校の体育館でプロの選手から衛星回線を使用したサッカーの遠隔指導、城陽市にあるサンガタウンにおいてプロ選手の練習を見学し、その後、プロ選手と一緒に練習を行ってきたところであります。

次に、その成果や手応えについては、地域住民を招待するホームタウンデーやプロコーチ等による指導によりまして、多くの住民の方がプロの迫力を身近に感じ、スポーツに親しめるきっかけとなり、さらに、健康増進につながるるとともに、プロスポーツ選手との貴重な経験を通した青少年の健全育成にもつながったと考えております。

また、本町のＰＲブースの設置によりまして、全国的に本町のまちづくりのＰＲ活動を発信することができたものと考えております。

今後、ホームタウンデーなどの情報発信をさらに充実させ、より多くの住民の方々がプロスポーツチームを身近に感じることができ、スポーツ活動の振興の充実を図るとともに、より多くの住民の方がスポーツに親しめるきっかけにつながるものと考えており、両チームとの連携をさらに深めながら、実効性のある事業に取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 仁木建設課長。

建設課長（仁木 崇） ２点目の国道２４号城陽井手木津川バイパスの進捗状況と今後の見通しについてであります。一つ目の現在の町内の用地買収の進捗状況につきましては、京都府土地開発公社に確認をいたしましたところ、庁舎から北側の上井手地区においては２１件全ての地権者と契約済みで

あり、多賀地区においては77件中63件の地権者との契約済みとのことであります。

二つ目のバイパス道路全体の事業費と今年度予算化された事業費につきましては、国において全体事業費として300億円が見込まれており、令和8年度の予算といたしましては11億円が計上されているところであります。

三つ目の城陽・井手間の着実な整備促進についての今後の見通しにつきましては、本路線が平成31年4月に新規事業化されて以降、国において、測量や各種調査、地元説明会など、着実に事業を進めていただいているところであります。この間、本町といたしましても、沿線自治体と連携しながら、国に対して、全線の早期完成及び城陽・井手間の着実な整備を強く働きかけてきたところであり、同時に、国が行う用地取得等の業務が円滑に進捗するよう、国道バイパスルート周辺における地籍調査を優先して進めるなど、万全の協力体制を整え、取り組んできたところであります。

いずれにいたしましても、国道バイパスの早期完成は本町が抱える諸課題の解決や将来のまちづくりを牽引する極めて重要な事業であることから、今後も全線開通の早期実現に向け、国に対し、要望活動を展開してまいりたいと考えております。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 鎌田議員。

7番（鎌田隆宏） 1点目のホームタウンデーでの井手町PRブースについてお伺いします。

多くの観客が集まる試合会場でのPRブースは、本町の魅力を町外の方々に発信する貴重な機会です。このブースでのアピールが井手町に興味を持ってもらうきっかけになると考えます。

そこで、これまでのPRブースでは、具体的にどのような町の魅力が発信されたのでしょうか。特産品の販売や観光パンフレットの配布、ふるさと納税のPRなど、どのような企画を出展されたのかお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） ただいまのご質問にお答えいたします。

ホームタウンデーでのPRブースでどのようなものが出品されたかにつき

ましては、まず、京都ハンナリーズについては、令和7年4月、8月、令和8年1月にホームタウンデーやハンナリーズのイベントなどの際に、井手町の特産品のタケノコのつくだ煮や玄米ジェラートなどの商品を販売するとともに、井手町の町政要覧や井手町子育てライフブック、観光マップなどを配布してきたところでございます。

また、京都サンガF.C.については、令和7年10月のホームタウンデーの際に、井手町の町政要覧や井手町子育てライフブック、観光マップなどを配布してきたところでございます。

以上でございます。

議長（脇本尚憲） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 鎌田議員。

7番（鎌田隆宏） 要望であります。

そのブースに来てくれた方々に井手町の公式LINEを登録してもらい、試合後も継続してアプローチできる仕組みをつくっていただければ、町の魅力をより発信できると思います。

そして、2点目のバイパスのことなんですけども、全線開通を待つのではなく、整備された城陽・井手間が通れば、先にそちらの方を通行できるようにしていただく方が井手町にとってもよいと思いますので、またそのこともぜひよろしく願います。

以上です。

議長（脇本尚憲） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。再開は15時から。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

議長（脇本尚憲） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、日程第5、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 坂井企画財政課長。

企画財政課長（坂井幸一郎） それでは、報告第１０号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和７年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和７年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、井手町下水道事業補助金、金額２，９３０万円、翌年度繰越額２，９３０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，９００万円、一般財源の３０万円であります。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、多賀地区簡易水道事業繰出金、金額７６０万円、翌年度繰越額７６０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の７４０万円、一般財源の２０万円であります。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、井手町水道事業補助金、金額１，６８０万円、翌年度繰越額１，６８０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の１，５９０万円、一般財源の９０万円であります。

２款総務費、３項住民基本台帳費、事業名、戸籍総合システム改修、金額２８８万６，０００円、翌年度繰越額２５８万５，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２５８万５，０００円であります。

３款民生費、１項社会福祉費、事業名、福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金、金額２１０万円、翌年度繰越額２１０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２１０万円であります。

３款民生費、１項社会福祉費、事業名、デイサービスセンターろ過装置等取替工事、金額２，３００万円、翌年度繰越額２，３００万円、財源内訳といたしまして、地方債の２，３００万円であります。

次のページをご覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、事業名、いづみ人権交流センター体育館空調整備、金額６，５００万円、翌年度繰越額６，５００万円、財源内訳といたしまして、地方債の６，５００万円であります。

３款民生費、２項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当、金額３０万円、翌年度繰越額ゼロであります。

４款衛生費、２項清掃費、事業名、物価高騰対策し尿処理手数料等補助、金額３０万円、翌年度繰越額３０万円、財源内訳といたしまして、国・府支

出金の３０万円であります。

６款農林水産業費、１項農業費、事業名、肥料高騰対策支援給付、金額３５０万円、翌年度繰越額２３３万９，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２３３万９，０００円であります。

６款農林水産業費、１項農業費、事業名、有害鳥獣駆除、金額２３５万円、翌年度繰越額２３５万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２０５万９，０００円、一般財源の２９万１，０００円であります。

６款農林水産業費、２項林業費、事業名、片原山林道改良、金額３，４００万円、翌年度繰越額３，３２６万６，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の９９６万６，０００円、地方債の１，４４０万円、一般財源の８９０万円であります。

７款商工費、１項商工費、事業名、プレミアム付き商品券発行補助、金額５，６００万円、翌年度繰越額５，６００万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の４，４６１万６，０００円、一般財源の１，１３８万４，０００円であります。

８款土木費、２項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額５億２００万円、翌年度繰越額４億６，５１１万２，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２億１，６３８万円、地方債の１億７，０５０万円、一般財源の７，８２３万２，０００円であります。

次のページをご覧ください。

８款土木費、２項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額１，５２０万円、翌年度繰越額１，１５８万２，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の５２６万８，０００円、地方債の３４０万円、一般財源の２９１万４，０００円であります。

８款土木費、３項河川費、事業名、下排水路改修、金額１，４１０万円、翌年度繰越額１，４１０万円、財源内訳といたしまして、地方債の１，４１０万円であります。

８款土木費、４項都市計画費、事業名、地籍調査、金額８７０万円、翌年度繰越額５０万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２２万５，０００円、一般財源の２７万５，０００円であります。

８款土木費、４項都市計画費、事業名、都市計画マスタープラン改定、金額１，０９０万円、翌年度繰越額５６４万１，０００円、財源内訳といたし

まして、一般財源の５６４万１，０００円であります。

１０款教育費、２項小学校費、事業名、多賀小学校外壁改修、金額６，４００万円、翌年度繰越額６，４００万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の２，１２１万円、地方債の４，２００万円、一般財源の７９万円です。

１０款教育費、３項中学校費、事業名、中学校体育館空調設備等整備工事、金額１億３，５００万円、翌年度繰越額１億１，３５８万円、財源内訳といたしまして、地方債の１億１，３５０万円、一般財源の８万円です。

１０款教育費、５項保健体育費、事業名、物価高騰対策給食費支援事業、金額７００万円、翌年度繰越額７００万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の７００万円です。

１０款教育費、５項保健体育費、事業名、給食センター施設整備、金額４００万円、翌年度繰越額３４１万円、財源内訳といたしまして、地方債の３００万円、一般財源の４１万円です。

次のページをご覧ください。

以上、合計、金額１０億４０３万６，０００円、翌年度繰越額９億２，５５６万５，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の３億６，６３４万８，０００円、地方債の４億４，８９０万円、一般財源の１億１，０３１万７，０００円です。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） 以上で報告第１０号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第６、議案第３７号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第３７号、井手町監査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第１９６条第１項の規定により、下記の者を監査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、小川忠弘氏、満６６歳。

なお、任期は４年、委員は２名でありまして、他の委員は奥田俊夫氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第３７号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第３７号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲）　挙手全員です。したがって、議案第３７号は同意することに決定しました。

次に、日程第７、議案第３８号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（脇本尚憲）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、議案第３８号、井手町公平委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法第９条の２第２項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、寺井正行氏、満７５歳。

なお、任期は４年、委員は３名でありまして、他の委員は上島勝廣氏、丸山俊也氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第３８号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第３８号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（脇本尚憲）　挙手全員です。したがって、議案第３８号は同意することに決定しました。

次に、日程第 8、議案第 39 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（脇本尚憲） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第 39 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、古川幸子氏、満 49 歳。

なお、任期は 4 年、委員は 4 名でありまして、他の委員は村田尚美氏、西島好江氏、岡田善行氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（脇本尚憲） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 39 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 39 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（脇本尚憲） 挙手全員です。したがって、議案第 39 号は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

なお、次回は 6 月 17 日午前 10 時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 13 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 脇 本 尚 憲

署名議員 鶴 田 慶 祐

署名議員 田 中 保 美